

令和三年秋田県議会第二回定例会会議録

第三号

議事日程第三号

令和三年九月十七日(金曜日)

午前十時開議

第一、一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前十時開議

本日の出席議員

一 番 小野 一彦  
 二 番 松田 豊臣  
 三 番 鳥井 修  
 四 番 瓜生 望  
 五 番 島田 薫  
 六 番 宇佐見 康人  
 七 番 住谷 達  
 八 番 児玉 政明  
 九 番 薄井 司  
 十 番 加賀屋 千鶴子  
 十一 番 吉方 清彦  
 十二 番 小山 緑郎  
 十三 番 鈴木 真実  
 十四 番 佐々木 雄太  
 十五 番 杉本 俊比古  
 十六 番 鈴木 健太  
 十七 番 加藤 正晃  
 十八 番 佐藤 麻里  
 十九 番 佐藤 正一郎  
 二十 番 三浦 茂人  
 二十一 番 佐藤 信喜  
 二十二 番 今川 雄策  
 二十三 番 高橋 武浩  
 二十四 番 石田 博英  
 二十五 番 竹下 博  
 二十六 番 竹下 博英  
 二十七 番 石川 ひとみ  
 二十八 番 石田 寛

二 番 松田 豊臣  
 三 番 瓜生 望  
 四 番 瓜生 望  
 五 番 瓜生 望  
 六 番 宇佐見 康人  
 七 番 宇佐見 康人  
 八 番 児玉 政明  
 九 番 加賀屋 千鶴子  
 十 番 加賀屋 千鶴子  
 十一 番 小山 緑郎  
 十二 番 小山 緑郎  
 十三 番 佐々木 雄太  
 十四 番 佐々木 雄太  
 十五 番 佐々木 雄太  
 十六 番 鈴木 健太  
 十七 番 鈴木 健太  
 十八 番 鈴木 健太  
 十九 番 加藤 正晃  
 二十 番 加藤 正晃  
 二十一 番 佐藤 麻里  
 二十二 番 佐藤 麻里  
 二十三 番 佐藤 正一郎  
 二十四 番 三浦 茂人  
 二十五 番 三浦 茂人  
 二十六 番 佐藤 信喜  
 二十七 番 今川 雄策  
 二十八 番 今川 雄策  
 二十九 番 高橋 武浩  
 三十 番 高橋 武浩  
 三十一 番 石田 博英  
 三十二 番 石田 博英  
 三十三 番 竹下 博  
 三十四 番 竹下 博

一 番 小野 一彦  
 二 番 松田 豊臣  
 三 番 鳥井 修  
 四 番 瓜生 望  
 五 番 島田 薫  
 六 番 宇佐見 康人  
 七 番 住谷 達  
 八 番 児玉 政明  
 九 番 薄井 司  
 十 番 加賀屋 千鶴子  
 十一 番 吉方 清彦  
 十二 番 小山 緑郎  
 十三 番 鈴木 真実  
 十四 番 佐々木 雄太  
 十五 番 杉本 俊比古  
 十六 番 鈴木 健太  
 十七 番 佐藤 正晃  
 十八 番 佐藤 麻里  
 十九 番 加藤 正一郎  
 二十 番 三浦 茂人  
 二十一 番 佐藤 信喜  
 二十二 番 今川 雄策  
 二十三 番 高橋 武浩  
 二十四 番 石田 博英  
 二十五 番 竹下 博  
 二十六 番 竹下 博  
 二十七 番 石川 ひとみ  
 二十八 番 石川 ひとみ  
 二十九 番 石田 寛  
 三十 番 石田 寛  
 三十一 番 加藤 正晃  
 三十二 番 加藤 正晃  
 三十三 番 加藤 正晃  
 三十四 番 加藤 正晃

二 番 松田 豊臣  
 三 番 瓜生 望  
 四 番 瓜生 望  
 五 番 瓜生 望  
 六 番 宇佐見 康人  
 七 番 宇佐見 康人  
 八 番 児玉 政明  
 九 番 加賀屋 千鶴子  
 十 番 加賀屋 千鶴子  
 十一 番 小山 緑郎  
 十二 番 小山 緑郎  
 十三 番 佐々木 雄太  
 十四 番 佐々木 雄太  
 十五 番 佐々木 雄太  
 十六 番 鈴木 健太  
 十七 番 鈴木 健太  
 十八 番 鈴木 健太  
 十九 番 加藤 正晃  
 二十 番 加藤 正晃  
 二十一 番 佐藤 麻里  
 二十二 番 佐藤 麻里  
 二十三 番 佐藤 正一郎  
 二十四 番 三浦 茂人  
 二十五 番 三浦 茂人  
 二十六 番 佐藤 信喜  
 二十七 番 今川 雄策  
 二十八 番 今川 雄策  
 二十九 番 高橋 武浩  
 三十 番 高橋 武浩  
 三十一 番 石田 博英  
 三十二 番 石田 博英  
 三十三 番 竹下 博  
 三十四 番 竹下 博

三十番 渡部 英治  
 三十二番 工藤 嘉範  
 三十四番 加藤 正晃  
 三十七番 三浦 茂人  
 三十九番 鈴木 健太  
 四十一番 川口 洋一  
 四十三番 北林 康司  
 三十六番 小松 隆明

三十一番 原 幸子  
 三十三番 近藤 健一郎  
 三十五番 佐藤 賢一郎  
 三十八番 土谷 勝悦  
 四十番 柴田 正敏  
 四十二番 鶴田 有司  
 一名 名

三十七番	三浦英一	三十八番	土谷勝悦
三十九番	鈴木洋一	四十番	柴田正敏
四十一番	川口一	四十二番	鶴田有司
四十三番	北林康司		

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事	佐竹敬久
副知事	神部秀行
副知事	猿田和三
理事	陶山さなえ
総務部長	松本欣也
総務部危機管理監(兼)広報監	土田元
企画振興部長	鶴田嘉裕
あきた未来創造部長	小野正則
観光文化スポーツ部長	嘉藤正和
健康福祉部長	佐々木薫
生活環境部長	柳田高人
農林水産部長	佐藤幸盛
産業労働部長	佐藤徹
建設部長	佐藤秀治

会計管理者(兼)出納局長	奈良聡
財政課長	村田詠吾
教育委員会教育長	安田浩幸
警察本部長	久田誠

●議長(柴田正敏議員) これより本日の会議を開きます。

日程第一、一般質問を行います。

本日は、十三番鈴木真実議員、十一番吉方清彦議員、八番児玉政明議員の一般質問を許可することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(柴田正敏議員) 御異議ないものと認めます。まず、十三番鈴木議員の発言を許します。

【十三番(鈴木真実議員)登壇】(拍手)

●十三番(鈴木真実議員) おはようございます。自民党会派の鈴木真実です。一般質問の機会を与えてくださった先輩並びに同僚議員の皆様にご感謝申し上げますとともに、コロナ禍で外出もままならない中、議場に足を運んでくださいました支援者の皆様、心から御礼申し上げます。

早いもので、議員としての任期も折り返し点を過ぎ、後半戦に入りましたが、これまでの二年余りを振り返るとき、果たして十分に県民の皆様への思いを県政に伝えられたのかどうか、自問自答しながらの日々であります。このことから、皆様からアドバイスをいただきながら、充実した議員活動となるよう全力で走りますので、よろしくお願いたします。はじめに、さきに自民党総裁選への不出馬を表明した菅総理の評価と次期政権への期待について伺います。

ちようど一年前の九月県議会では、多くの議員が、湯沢市出身の菅

さんが、ふるさと秋田で初めての内閣総理大臣に選出されたことを、夢のような現実で県民の皆様とともに大きな喜びとして分かち合いたい、この壇上で異口同音に感激の言葉を述べておられました。政治の世界に飛び込んだばかりの私は、こうした場面に遭遇できたことに感謝し、菅総理の活躍を心から願っております。また、菅総理の誕生と時を同じくして、秋田二区選出の金田勝年衆議院議員が衆議院予算委員長という要職に就任され、多くの課題を抱える秋田県にとってこんなに心強いバックアップ態勢はないと、大変心強く思いましたし、現にこれまでの様々な面で応援していただいたものと受け止めております。

しかしながら、政治の世界、まさに一寸先は闇であります。菅総理が、突然にコロナ対策に専念するため総裁選への立候補を断念されました。事実上の首相退任表明であります。立候補断念についてはいろいろな見方がされておりますが、私は、オリンピック・パラリンピックの開催自体や観客を入れるかどうかを巡る議論、コロナ禍への対応、特に何度も実施された割には効果が出なかった緊急事態宣言、さらにそうした対応の発信力のなさなど、課題解決のプロセスや手法が、国民の心に届かなかったことが立候補断念の背景にあるように思います。しかしながら、コロナ関連ではワクチン接種の早期実現のほか、個別政策では脱炭素社会への取組、デジタル庁の創設、不妊治療の保険適用、携帯電話料金の値下げなど、国民の思いに応えた施策は、菅総理の決断がなければここまで動かなかったのではないのでしょうか。

そういう意味で、もしコロナ禍でなかったら、平時であったら、菅総理の強い政治力のもと、実力を遺憾なく発揮され、仕事師菅義偉ならではの政策を次々と発案し、推し進めていったのではないかと、また、頭の中には、もっとやりたいことがたくさんあったのではないかと、もう少し菅総理をリーダーとする「仕事を内閣」を見ていたか、とも、とても残念であります。

知事は、昨年的一般質問で、「菅総理は本質的には改革論者であり、

省庁の縦割り行政の打破、既得権益の打破などは、地方創生、東京一極集中の是正につながるもので大いに期待したい。」と発言しておりました。

そこで伺います。菅総理の事実上の退任表明を踏まえ、知事は、菅総理、菅内閣をどのように評価されているのか、御所見をお聞かせください。

また、地方の実情に詳しい菅総理が、東京一極集中の抜本的な是正と真の地方創生に向けた取組について、官房長官時代も含めた手腕について、知事はどのように受け止められておられるのか、併せてお伺いします。

来月には新たな政権が誕生します。新たな政権に対し、知事が期待したいことについて御所見をお聞かせください。

次に、コロナ禍における経済再生と医療提供体制について伺います。はじめに、政府の行動制限緩和の基本方針について伺います。

まずは、新型コロナウイルス感染症により、本県を含め全国でお亡くなりになった方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、現在も闘病されている方々にお見舞い申し上げます。また、医療現場がひっ迫する中、最前線に対応されている医師や看護師等の医療従事者の方々、懸命に対応に当たってこられた知事はじめ県職員の皆様に深く敬意と感謝を申し上げます。

コロナ感染症のまん延により、人との接触や移動が制限され、国民のストレスは大きく、苦痛にすら感じています。たび重なる緊急事態宣言等の発令と延長の繰り返しに、頭では理解できていても、メンタル面では自粛の意識が薄れてきているのは事実であります。

こうした中、政府は、ワクチン接種がおおむね完了する十一月をめどに実施しようとしている「行動制限緩和の基本方針」を示しました。コロナ禍で経済活動の回復を目指すものであります。飲食、イベント、旅行業界の疲弊は著しく、収入減にあえぐ方々の「早急に経済を回してほ

しい、何とかしてほしい」との悲痛な声は切実であります。

この制限緩和に対しては、賛否両論様々あります。ワクチンの効果や持続性が不透明であること、猛威を振るうデルタ変異株に加え、新たな変異株の出現もあり、その判断は慎重に慎重を期すべきであることは当然ですが、私は、現時点ではコロナウイルスの壊滅、コロナゼロの可能性は薄いと見込まれる中、明確にウィズコロナへかじを切るべき時期が来ているのではないかと思っております。

二回のワクチン接種終了やPCR検査陰性の証明、いわゆる「ワクチンパスポート」の活用で、経済再生のために一日でも早く取り組むべきであります。基礎疾患等によりワクチン接種を受けられない方々への十分な配慮は不可欠ですが、コロナと共存しながら社会を成立させる、つまり、この制限緩和策を新たな生活様式の一つと捉え、本県においても一日でも早い事業実施に向けて、デジタルの活用も視野に入れたシステムの検討に着手すべきと考えます。この希望が持てる施策に係るスケジュール感を示すことは、ワクチン接種率の向上など、新たな行動に資するのではないのでしょうか。

政府の行動制限緩和方針について、県はどう判断されるのか、知事の御所見をお伺いします。

次に、医療提供体制について伺います。

はじめに、医療提供体制の現状等についてであります。

行動制限緩和策を実施するには、下支えとなる十分な感染予防、徹底した治療が前提となります。医療施設の整備や医療人材の確保は、これまで以上に追及しなければなりません。

今回の九月議会では、病床や療養施設の確保など、医療体制拡充への追加予算措置には感謝申し上げます。

しかし、ワクチン接種が普及していても感染者数が激減していないこと、重症患者、死に至る方がいることに危惧を感じ、いつ何時、県内での突発的な混乱が起きるか予想できず、懸念は尽きません。医師、看護

師などコロナ患者受入れの医療体制は足りているのか、健康福祉部長の認識をお伺いします。

毎日、各都道府県のコロナウイルス感染者の状況が公表されていますが、本県は感染者の累計は全国では少ないほうとなっております。鳥取県、島根県と比べ死亡者が多いことがとても気がかりであります。秋田県の死亡者の特徴は、どのように把握しているのでしょうか。例えば、基礎疾患の有無、高齢者の多寡、初期からの急変など、分析状況について、健康福祉部長にお伺いします。そこに、県民の今後の対応策を示すことができるかもしれません。

次に、コロナ患者への対応方針等について伺います。

先般、秋田市が新型コロナウイルスに感染した軽症・無症状な患者のうち、基礎疾患がないなど一定の条件を満たすことが確認できた場合、自宅療養も選択できるよう準備を進めていることをマスコミ情報で知りましたが、どういうことなのだろうと耳を疑ってしまいました。私は、無症状でもコロナに感染したと判断されれば、自宅ではなく、体制の整った医療機関に入院したいと願いますし、多くの県民はそう願っているのではないのでしょうか。東北では本県と岩手県を除く四県が自宅療養を既に導入していますが、全国的にも感染者が少ない秋田県において、自宅療養は選択肢の一つになってよいのでしょうか。一般家庭では、風呂、トイレ、食器用の食器をはじめ、家族皆で共用しているものが多く、同居家族に感染する危険性は極めて高く、県民が一番恐れているクラスターが発生する原因を家庭内からつくられるのは絶対避けねばなりません。

県は、「患者の治療は入院か宿泊療養施設を原則とする」との方針に変更はないとのことですが、改めて知事のお考えをお聞かせください。

また、県民が知りたいのは、患者が増えた場合の人数に基づいたシミュレーション、つまり先々のAプラン、Bプラン、Cプランなど、コロナ感染者の増加に合わせた病床確保の想定がどうなっているかであり

ます。県では、感染拡大に応じた病床確保のフェーズを定めた計画を策定しているようですが、その内容は県民に十分に伝わっているのでしょうか。入院、宿泊療養の最大数をどう見込んでいるのか、どの時点で臨時医療施設、いわゆる野戦病院を想定しているかなどについて、多くの県民は関心を持っているのではないのでしょうか。

県民に不要不急の外出や県外との交流を避ける等の注意喚起を促す感染予防に加え、具体的な医療提供に係る行動計画を県民皆が共通認識として持つことが大切であると考えますが、知事の御所見を併せてお伺いします。

次に、「持続可能な開発目標、SDGs」と女性の活躍推進について伺います。

はじめに、本県のSDGsの現状と今後の取組方針について伺います。国では、平成二十八年十二月に国家戦略として「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を策定し、その基本的な理念として、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の総合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ことを掲げ、早いもので実施指針に基づく取組も五年近くを経過し、大企業や他の自治体においては既に積極的な取組が進んでいます。本県においては、「第二期あきた未来総合戦略」の策定に当たり、様々な分野でSDGsの理念に沿った取組を推進することとし、本年七月には「秋田県SDGs推進方針」が策定されたところであります。

しかしながら、SDGsに対する県民の関心や県内企業の盛り上がりはいかがでしょうか。肌感覚ではありますが低空飛行であり、県の積極性がさっぱり伝わってこないと感じているのは、私だけでしょうか。

誰一人取り残さない、持続可能な発展・成長を遂げる秋田県づくりを目指すためのSDGsの取組について、これまでの事業体としての県の取組及び県全体の旗振り役としての取組状況はどうであったのか、県としてどう評価されているのか、知事の御所見をお伺いします。

就職情報会社「学情」が求職中の大学生・大学院生を対象としたインターネットの調査では、七割を超える学生が、SDGsの達成に取り組む企業に対しては、就職活動での志望度が上がると答えています。その主な理由として、「社会貢献と利益の追求を両立している企業は就職先として魅力を感じる」、「SDGsに取り組んでいない企業は今後成長を続けるのは厳しいだろう」が挙がっています。

今や企業のSDGsへの取組が就職先を選ぶ判断基準になっており、優秀な若者を確保するためにも重要な取組となっている事実が見えてきます。

そうした中、帝国データバンク秋田支店が六月に実施した調査によると、SDGsに積極的に取り組んでいる県内企業の割合は二五・七%となっており、全国平均三九・七%を十四ポイントも下回っております。いかに、本県が世の中の時流から取り残され、遅れているのか、秋田の現状をとても危惧するものであります。

また、企業のSDGsへの取組はビジネスチャンスを広げるきっかけとなるとも言われており、全県が一丸となって目指すべきゴールに到達していくには、まずは足元の県庁自体での取組を率先して行い、先行事例・モデルを示すことが重要であります。

そのため、全庁的に推進する体制を構築し、庁内の全ての施策事業をSDGsの十七ある目標のどこに位置づけられているのかを明らかにするとともに、企業、市町村、団体、県民に参画を求め、全県的な推進体制を早急につくり上げるべきであります。

秋田県SDGsの推進について、どのようなゴールを目指すのか。庁内体制はどのようにしていくのか。企業・団体をターゲットとした全県的な推進体制をどのように整えていくのか。県内市町村の連携をどのように進めていくのか。今後の具体的な取組について、知事にお伺いします。

次に、SDGs推進方針における女性の活躍推進について伺います。

秋田県SDGs推進方針では、県が重点的に取り組む事項として三点を掲げておりますが、その一つが「ジェンダー平等の実現に向けた女性の活躍推進」となっております。

国連のSDGsのゴールの一つである「ジェンダー平等」は、経済合理性にもつながり、その国の成長に結びつくことなどから世界の潮流となっておりませんが、それについては、人口減少のスピードが全国トップで、働く世代の層が薄いため、人材不足に悩む秋田県においても重要な目標となるべきものであります。

二〇一四年に発表された日本創生会議の「消滅可能性都市」は、二〇一〇年と二〇四〇年を比較して、二十代、三十代の女性がその市町村で半減するかどうかを基準としていましたが、秋田県で残るのは大潟村ただ一つだけで、ほかの市町村は全て消滅という秋田県にとっては大変ショッキングなものであります。つまり、SDGsの理念である「持続可能で強靱、誰一人取り残さない社会の実現」のためには、二十代から三十代の県内に住みたいと希望する女性を一人でも多く増やしていく施策が望ましいということになると思います。どのような施策を今後展開していくのがベストなのか。これまでも言われ続けていますが、女性活躍と男女共同参画の推進が大きく貢献するものであります。

その思いが通じたのか、この七月一日付で、大手損保会社である「損保ジャパン」のグループ会社「SOMPコミュニケーションズ」社長であった陶山さなえさんが、重要なポストを辞して、秋田県のために初の女性理事として就任してくださいました。さきにお会いした際、在任期間の二年間で秋田の男女共同参画、女性活躍推進などを推し進める熱い決意が伝わってきましたが、これまでの民間企業の代表や役員として培った経験、知見を十分生かし、既成概念や慣習にとらわれることのない自由な発想で、力を存分に発揮していただくことを願っております。秋田県男女共同参画推進条例が制定されてから早いもので二十年がたちましたが、まだまだ道半ばであり、天井の壁を突き破る剛腕を振るって

いただくことを期待しております。

そこで伺います。陶山理事、二か月余り経過いたしました。改めて決意表明をお聞かせください。また、県内を回り秋田を知るところから始められたと聞いておりますが、陶山理事の目には「あきたの女性」はどのように映ったでしょうか。強みなど感じたものでしょうか。他県との比較も交えて、率直な御意見をお聞かせください。二年間というタイトな任期の中で、女性活躍推進をどのような視点で、成果は何を求めたのか。そのために、現在構想されている施策なども併せて御所見をお伺いします。

次に、中国木材株式会社 of 能代市進出に関連して、県内の林業、木材産業の成長産業化の視点からお伺いします。

はじめに、中国木材進出による地域経済への波及効果について伺います。

同社の計画では、約二百億円を投じて能代工業団地に生産拠点を構え、地元から新たに百四十名を雇用するなど、大規模なプロジェクトとなっており、操業後の大幅な増産も取りざたされています。また、同社は、経済の循環を念頭に能代市での事業展開を図ると伺っています。

中国木材株式会社の進出による地域経済への波及効果や県内企業の賃金水準の向上に与える影響などについて、知事にお伺いします。

次に、原木の安定供給について伺います。

これまでの先人の努力により、秋田県はスギ植栽面積日本一を達成し、現在はその森林資源が利用期を迎え、この充実した資源の活用が、今後の県経済の発展にも大きく貢献すると期待されているところであります。

この計画は、大きな原木需要につながることから、林業関係者の間での期待は高く、誘致した木都・能代はもちろんのこと、県全体の活性化につながるものと期待され、多方面の業種においても関心が高まっているところでもあります。一方、これまで県内の木材産業を支えてきた製材工場からは、中国木材の進出によって、原木の調達に大きな影響が出て

くるのではないかと心配する声が聞こえております。

このように、それぞれの立場で期待や懸念が交錯しておりますが、私は、今回の進出をチャンスと捉え、「川上の売手」、「川中の買い」、「川下の世間」のこの三方良しで、林業関係者、木材産業関係者と地域がともに発展し、林業・木材産業の成長産業化に道筋を立てるべきと考えています。このためには、県としても総合的に取組を進めていくことが必要と考えますが、とりわけ、どのように林業サイドで素材生産量を増やし、木材産業の需要を満たしてしていくのか、知事のお考えをお知らせください。

次に、再造林について伺います。

今回の中国木材の進出により、県内のスギの伐採が進むと、それに伴い再造林の対策が重要な鍵となります。知事は、知事選公約で、「木材産業の振興と森林資源の若返りによる温暖化対策への貢献」を唱え、二酸化炭素の吸収力が落ちた古い木から、二酸化炭素をより吸収できる若い木、つまり再造林を強く推し進めていくと掲げています。

しかしながら、県内の再造林率の実績は約三割弱であります。森林面積等もあり、東北各県を単純に比較して一概には言えない状況ではありますが、再造林への実質補助率は山形県と福島県の全額補助を含めて、東北平均は、八十八％であり、本県は二十ポイント低い六十八％にとどまっています。

県では、低コスト化に取り組む林業経営体の支援は行っていますが、再造林面積をもう一段引き上げるためには、森林所有者の負担軽減が不可欠であるとの関係者の声であります。再造林に対し県補助率一〇〇％を実現し、伐採に関係した企業や所有者が責任を持って再造林するようなシステムができないものでしょうか。知事の御所見をお伺いします。

これまでとは違う思い切った施策に取り生まれ、二〇五〇二酸化炭素実質ゼロに近づこうではありませんか。

次に、人材の確保について伺います。

秋田林業大学の令和四年度研修生募集のポスターには、「元気です！秋田の林業」のキャッチフレーズとともに、洗練されたユニフォーム姿の四人の女性が登場しています。彼女たちは現在の研修生と林業に就業した修了生であると伺い、今後は林業現場が女性の活躍できる職場へ変化する可能性がうかがえ、頼もしく感じております。今後、林業大学校の存在はますます必要とされ、巣立った修了生が、県内の林業の世界で強力な人材として成長することを期待しております。

林業大学校については、現状維持ではなく、社会に求められるさらに踏み込んだ在り方を求めますが、何かお考えはあるでしょうか。

他方、林業・木材産業の発展に伴い、林業現場での再造林や伐採などで作業量が増加していくことが明らかであり、林業大学校以外のルートでの新たな就業者を確保することもキーポイントになると考えております。

今後、どのような対策により、林業に従事する人材を増やしていくのかも併せて、その考えを農林水産部長にお伺いします。

最後に、あきた結婚支援センターで行われているAI、いわゆる人工頭脳によるマッチングシステムについてお伺いします。

人口減少対策が続く中、克服に向けた道のりは平坦でなく、一朝一夕で解決できないことは十分理解しています。

さきに令和二年人口動態統計が発表され、県内の出生率は人口一千人に対して四・七で二十六年連続全国最下位、婚姻率は人口一千人に対して二・八と二十一年連続全国最下位、合計特殊出生率では本県は一・三二で全国三十八位、人口維持に必要な二・〇七から遠く及ばない数字が並ぶなど厳しさを目の当たりにしています。

このような状況下で、一つ着目すべき事業があります。AIによるマッチングシステムをあきた結婚支援センターが令和二年一月に導入したことであります。先見の明があったのか、AIを活用した先駆的なシステムをコロナがまん延する前に稼働しています。平成二十三年度から

開始した従来のコーディネーターによる仲介、お見合いに加え、県内に三か所あるセンターに直接足を運ばなくても、スマートフォンで二十四時間、自己都合に合わせて会員登録の手続きができ、また、AIの診断・判定により自分では選ばなかっただろうけども価値観の近い人を結婚相手としてAIが紹介してくれるほか、自らの検索により、お見合いまでのステージをスマートフォンで可能とするシステムであります。

今の社会に合った利便性に優れたシステムの効果もあり、事業開始から最初の一年で、会員同士の婚姻五十四人のうちAIによる婚姻は八人、約一五％という実績が生まれ、順調に推移しているとのこと。出会って一か月で結婚したカップルも誕生しており、今の時代に合った効率性で、幸せの近道があるように思えてなりません。

このAIシステムは、やり方によってはまだまだ伸びる可能性を秘めていると思います。例えば、若い男性がよく言う「日常は仕事と職場の往復だけで、女性と出会う機会がない」と言うのであれば、勤務先の会社がそういうシステムがあることを入社時から職場の取組として紹介するとか、商工会議所、商工会などの経済界の経営者がタッグを組んで熱心に利用を推奨するとか、県と連携した新たな事業展開ができるのではないのでしょうか。

地元の多くの方々から、「結婚したい」、「息子、娘、結婚してほしい」、「孫を見たい」などの切実な声が寄せられています。この方々の笑顔が見たい。そのためにも、成功事例等が全県民に届く強力なPRもお願いします。あきた未来創造部長の御所見をお聞かせください。

最後に、「コロナに打ち勝ち希望ある秋田」を県民が心一つにしてつくり上げることが御祈念申し上げ、私の一般質問といたします。御清聴ありがとうございます。（拍手）

●議長（柴田正敏議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（佐竹敬久君） 登壇】

●知事（佐竹敬久君） おはようございます。鈴木真実議員の元気はつら

つな一般質問にお答え申し上げます。

菅総理の評価と次期政権への期待でございます。

菅総理におかれては、予測困難な新型コロナウイルス感染症への対応に寸暇を惜しんで当たられながらも、多くの改革を断行されるなど、その重責を担われていることに、心から敬意を表します。また、総務大臣や官房長官在任中にも、多方面にわたる要望の実現に御尽力くださり、その真摯かつ丁寧な御対応に深く感謝しております。

就任当初に国民の熱い期待があったがゆえに、この一年間の業績等について厳しい評価を受けることもありました。が、感染症対策ではワクチンの必要量の確保や接種の加速化に取り組んだほか、デジタル化を省庁横断的に推進するデジタル庁を創設したことに加え、携帯電話料金の引下げや不妊治療への保険適用等の国民の思いに応えた政策を展開するなど、多くの成果を挙げたものと考えております。

特に、二〇五〇年カーボンニュートラルの宣言は、今後の我が国のエネルギー政策や産業構造の在り方を方向づける重大な決断であり、洋上風力発電等の再生可能エネルギーの取組を強力に推進する本県への追い風になっているところであります。

一方で、地方創生につながる東京一極集中の是正や縦割り行政の解消等の抜本的な改革に向けて、十分な時間と労力を傾注できなかったことは、道半ばという無念の心境ではなからうかと推察いたします。

また、派閥を持たないこともあり、党内の声に左右されがちな面や、国民感情を捉えるための情報が不足し、説明が不十分になるなど、時には国民の反感を招いたことなどは否めないものであり、この点については大変残念に思っております。

残りの任期においても、国民の命と暮らしを守り、改革の流れを受け継がれるよう取り組まれるとともに、今後とも、ふるさと秋田の発展にお力添えいただくようお願いいたします。

次期政権への期待については、現時点で先を見通すことはできません

が、最優先課題である感染症への対応や経済の再生に万全を尽くすことはもとより、国民の声にしっかりと耳を傾けながら、我が国の行く末が確かなものとなるような政策の実現に向け、全力で取り組んでいただくことを期待しております。

次に、コロナ禍における経済再生と医療提供体制でございます。

政府の行動制限緩和の基本方針でございますが、このたびの方針については、新型コロナウイルス感染症との戦いが長期化する中、ワクチン接種の進展を踏まえ、日常生活の回復と地域経済の再生に向けた道筋を国民に示そうとしたものと認識しております。

しかしながら、新たな変異株の出現やブレイクスルー感染が懸念されることなどから、行動制限の緩和の程度や時期を十分に精査することが必要であります。また、社会経済活動が広域化している現状を踏まえれば、緩和条件やワクチン接種証明書のデジタル化などの制度の枠組みは、国において統一的に構築すべきものと考えております。

制度設計に当たっては、地方の意見を十分に踏まえることが重要であり、全国知事会において、国と地方の協議の場を設けるとともに、緩和に必要な国民全体の接種率の目安を示すことなどを求めたところであり、また、

今後とも、各地域の感染状況を見極めながら、一定の条件を付した上で、段階的に緩和を行うなど慎重な対応を検討するよう、全国知事会を通じ国に対し働きかけてまいります。

なお、制限の緩和に際しては、ウィズコロナの考え方として、欧米では一定の感染リスクを許容する国情がある一方で、我が国では、どちらかと言えば、全てのことにはゼロリスクを求める国民的な体質があることに十分配慮する必要があります。

また、本県においては、第三次産業などが苦境に陥っている状況ではありませんが、感染が拡大している地域と比較して、経済全般の落ち込みが少ないことから、感染の程度と経済活動は反比例するという現実も踏

まえることが肝要であると考えます。

次に、医療提供体制について、コロナ患者への対応方針等でございます。

本県では、健康管理や家庭内での感染拡大を防止する観点から、軽症者や無症状者であっても入院または宿泊療養にすることを原則としていくところであり、今後もこの方針を継続していくこととしております。

しかしながら、感染が急激に拡大し、確保できる病床や宿泊療養施設を上回る感染者が生じるような万一の場合に備え、自宅療養について医療関係者との協議を始めたところであります。

また、確保病床数については、感染者の発生状況に応じて六つのフェーズを設定した「病床・宿泊療養施設確保計画」を策定し、病床利用率などにより、フェーズを切り替えて運用しているところであります。

これまでもフェーズの切替えの際は、対策本部会議の開催等を通じて周知に努めているところでありますが、県民と共通認識を持つことで危機感を共有できるよう、今後も必要な情報を分かりやすく提供してまいります。

なお、臨時の医療施設の設置については、医療人材の確保等の課題があり、本県では、既存の医療機関において、更なる病床確保を進めることが現実的であると考えております。

次に、「持続可能な開発目標SDGs」と女性の活躍推進でございます。

本県のSDGsの現状と今後の取組方針でございますが、これまでも行政や企業、団体等において、環境配慮や社会貢献といった視点から様々な取組が進められておりますが、より本県が持続可能な発展と成長を果たすためには、そうした取組を「見える化」しながら、さらに加速していく必要があります。

このため、県では、事業所の立場で、環境保全や女性活躍等について個別に計画等を策定し、CO<sub>2</sub>排出量の削減や管理職に占める女性の割

合の向上等に努めている途上であり、各分野の目標達成に向けて着実に推進してまいります。

また、政策を推進する立場では、「第二期あきた未来総合戦略」において、普及や啓発の観点から、各政策と十七の目標との関連性を示して取り組んでまいりましたが、より具体化させるため、今年七月にSDGs推進方針を策定し、部局長との庁内会議において、重点的な取組事項として、「多様性に満ちた社会づくり」、「女性活躍の推進」、「脱炭素社会の実現への貢献と経済活性化」を掲げ、SDGsのゴールと結びつけながら、関連政策を展開することにしてまいります。

さらに、多岐にわたる目標の達成に向けては、より広範で多様な主体の参画が不可欠であることから、今般、企業や市町村等を対象に「SDGsパートナー登録制度」を創設したところであり、併せて、セミナーの開催など啓発を強化することにより、経済、社会、環境の三つの側面における各主体の取組を拡大するとともに「見える化」しながら、官民一体となって持続可能な秋田の創生を図ってまいります。

次に、林業・木材産業の成長産業化でございます。

はじめに、中国木材の進出による地域経済への波及効果でございます。中国木材は、操業後、段階的に生産を拡大し、年間二十万立方メートルの原木を使用する予定であり、これまで原木のまま出荷されていた県産材を製材・加工して販売することで、県内の付加価値生産額が高まるものと考えております。

また、同社は地域経済への貢献を意識し、工場で使用する備品や消耗品、従業員の作業着等は、能代市内や県内から調達することにしていきます。

さらに、同社が本県に進出する際、本社と同等の待遇を申し入れたところ、本社と同じ基本給とすることや、将来的には地元採用者を工場長などの幹部職に登用する方針であると伺っております。

このような企業の進出は、地域や業界の賃金の向上につながることもか

ら、今後も賃金水準が高く、地域経済への大きな波及効果が見込まれる企業の誘致に努めてまいります。

次に、原木の安定供給でございます。

本県は、優良な森林資源と優れた技術の蓄積を背景に、木材総合加工産地として発展してきたところであり、進出する中国木材と既存工場との共存共栄を図りながら、林業・木材産業の成長産業化につなげていくことが重要と考えております。

このため、県としましては、原木の安定供給や再造林の拡大、林業従事者の確保、製材工場の体質強化、木材の需要拡大など、川上から川下まで総合的に取り組んでまいります。

中でも、原木の安定供給については、増加する需要に対応できるよう、林内路網の整備を推進するとともに、高性能林業機械やトレーラー等の導入を支援するなど、原木の生産流通体制を強化することとしております。

また、林業・木材産業団体において、安定的な取引に関する協議が進められており、林業経営体と製材工場がスムーズにマッチングできるように、木材クラウドの機能の充実など、需要的に確に定める体制づくりをサポートしてまいります。

再造林でございますが、本県の林業・木材産業の成長産業化を軌道に乗せていくためには、双方がさらに競争力を高めていく必要があります。特に、資源が利用期を迎えている中にあるのは、再造林のコスト低減が重要であると考えております。

このため、令和元年度から低コスト造林を支援しているところであり、森林所有者の負担率は、三二%から二四%に圧縮され、市町村のかさ上げも含めると、東北の他県と比べても遜色ないものと認識しております。

今後、次代の資源を着実に造成していくためには、伐採後の再造林に加え、十年程度の適切な保育管理が重要であることから、所有者の負担感に配慮しつつ、低コスト施策を実践できる林業経営体に造林地を集積

していく新たな仕組みについて、業界団体と協議してまいります。私からは以上でございます。

【理事（陶山さなえ君）登壇】

●理事（陶山さなえ君） 私からは、女性活躍推進についてお答えいたします。

七月に就任して以来、県内の経済団体・企業・県民の皆様と女性活躍推進について意見交換をさせていただきました。

秋田県の女性は真面目で勤勉であり、すばらしい資質をたくさん持っている一方で、自己評価が低く、謙虚すぎる印象があり、とても「もったいない」と感じており、的確なサポートさえあれば、本県の女性活躍は確実に推進すると確信しております。

このため、こうした「もったいなさ」を「秋田のパワー」に変えるべく、今後、三つの柱で女性の活躍を推進してまいります。

一つ目は、女性の意識改革です。女性の相互研さんの場として、ウェブを活用したラウンドテーブルの定期開催やネットワークづくりに取り組みます。

二つ目は、企業経営者の皆様の理解促進です。好事例の横展開や、若年女性の意見・動向の提供に取り組みます。

三つ目は、既存施策の周知徹底と、男女共同参画センターなどのサポート拠点やあきたF・F推進等の秋田ならではのリソースの活用促進です。

これらの取組について、民間や県民の方々を巻き込んで官民協働で進めてまいります。

今年度は、秋田県の文化・歴史、育まれた環境等を踏まえトライアル・アンド・エラーを繰り返しながら取り組み、その結果をもとに、来年度は実効性があり、かつ継続的な取組になるような仕組みを構築するまでやり遂げたいと考えております。

女性の活躍推進は、本県の様々な課題解決の糸口になると思いますの

で、皆様の御支援を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。私からは以上でございます。

【あきた未来創造部長（小野正則君）登壇】

●あきた未来創造部長（小野正則君） 私からは、あきた結婚支援センターのAIマッチングシステムについてお答えいたします。

出生数の増加のためには、まずは婚姻数を増やすことが重要であることから、あきた結婚支援センターでは、AIによるマッチングシステムを導入し、機能と利便性の向上を図ったところ、昨年度のシステムによる相談件数が一万件を超えたほか、交際に至った割合は、旧システムの約二倍になっております。

また、コロナ禍により、対面のイベントが減少している中でも、オンラインを活用した出会いの機会を提供しているほか、入会時の面談等もオンラインで可能となり、更なる利便性の向上を図っております。

今後は、商工団体等と連携し、こうしたセンターの取組について、企業を通じて独身従業員に対して情報提供を行うとともに、広報紙やウェブサイト等の様々な媒体を通じて、成婚された方の声を紹介するなど、効果的なPRを実施することにより、会員数の増加に結びつけるほか、独身者が参加しやすい出会いの機会の創出や、きめ細かなサポートにより、成婚者数の増加を図り、子供を産み、育てる希望がかなう社会づくりにつなげてまいります。

私からは以上でございます。

【健康福祉部長（佐々木薫君）登壇】

●健康福祉部長（佐々木薫君） 私からは、コロナ禍における医療提供体制の現状等についてお答えいたします。

本県では、医師や看護職員の確保が大きな課題となっておりますが、感染拡大が長期化する中、医療従事者の献身的な御努力や、医師会及び看護協会等の御協力により、確保病床の運用や宿泊療養施設の運営が可能となっております。

本県における死亡者は、これまで二十六名であります。その八割以上は基礎疾患を有する六十五歳以上の方で、多くは感染が判明する前より、入院または高齢者施設に入所されていた方々でありました。

いわゆる第五波においては、感染者の中でワクチン接種が進む高齢者の割合は大きく減少している状況にあることから、発症や重症化の予防のためにも、ワクチン接種を今後も広く推進していくことが重要であると考えております。

私からは以上であります。

【農林水産部長（佐藤幸盛君）登壇】

●農林水産部長（佐藤幸盛君） 私からは、林業の人材確保についてお答えいたします。

林業大学校では、高性能林業機械の操作実習など、現場で即戦力となる技術の習得に力を入れてきており、これまで八十名の人材を輩出し、就業先から高い評価を得ております。

今年度は、森林組合等からのニーズを踏まえ、森林管理コースを新設し、伐採から搬出までの施業プランの作成など、マネジメント力を養成しているところであり、今後とも、技術革新やマーケットの変化などに対応しつつ、現場が求める高いスキルを持った人材の育成に努めてまいります。

一方、新規従事者のうち、林業大学校の修了生は一割程度であり、現場作業の増大に対応していくためには、多様なルートからの事業者の確保が必要であることから、林業労働力の確保に関する業務を行っている団体に対し、無料職業紹介所の開設を支援しているところであります。

紹介所においては、林業経営体に精通するスタッフが求職者の掘り起こしを行うとともに、個別の相談に応じながら、林業経営体での体験研修や就業先のあっせんを行うことにしており、県としまして、一人でも多くの人材を確保できるようサポートしてまいります。

以上でございます。

●十三番（鈴木真実議員） 先ほど、国が示しております行動制限の緩和施策について御回答いただきました。その中で、国のほうで整備も整えるように、それから、今後実施できるような形を、いろいろと全国知事会としても要望していくという話がありましたが、新聞でも慎重論が非常に強かったのを見ております。その中で、山梨県で一步踏み込んだようなお話がありますが、何か秋田県においても、そういう今後の在り方みたいなものを検討してほしいのですが、その点につきましてはいかがでしょうか。

【知事（佐竹敬久君）】

●知事（佐竹敬久君） 山梨県において、例えば認証制度は山梨県知事がやったのですが、あれを総理が聞いて、部下に指示をして、そのように全国で何とかやってくれと。ただ、それでも感染が出ているのです。認証店でも感染が出ます。要するに、様々な例がありますが、相当広域的に人が動きますので、一軒だけやっても、人流が拡大したときの共通ルールがないと、そう簡単にはいかない。また、例えばデータの証明でも、これ受ける端末が県内だけだと意味がないです。山梨県知事さんは、いろいろな面でアイデアマンですが、やはり全国的に知事会で相当共通項でやっていかないと、旅行者を受け入れることはできません。まずは、やはり段階的に、状況を見ながら、また、今、例のコロナのミュー株が二件入っています。これがもし拡大すると、とんでもないことになる。そういうところもしつかり見なければ、なかなかそう簡単に希望的にはいいのですが、そこは慎重にやはりエビデンス、心論でなくて、サイエンスをしつかり見極めながらやっていくことが必要だと思います。

●十三番（鈴木真実議員） 欧米においては、この取組が非常に進んでいるということが様々流れておりますが、日本でもサイエンスを踏まえて、一番のリスクの部分も考えながら前に進んでいっていただきたい、早急に進めていっていただきたいと思っております。ありがとうございます。以上

です。

●議長（柴田正敏議員） 十三番鈴木議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。再開は十一時二十分といたします。

午前十時五十九分休憩

午前十一時二十分再開

一 番	小野一彦	二 番	松田豊臣
三 番	鳥井修	四 番	瓜生望
五 番	島田薫	六 番	宇佐見康人
七 番	住谷達	八 番	児玉政明
九 番	薄井司	十 番	加賀屋千鶴子
十一 番	吉方清彦	十二 番	小山緑郎
十三 番	鈴木真実	十四 番	佐々木雄太
十五 番	杉本俊比古	十六 番	鈴木健太
十七 番	加藤麻里	十八 番	小原正晃
十九 番	佐藤正一郎	二十 番	三浦茂人
二十一 番	佐藤信喜	二十二 番	今川雄策
二十三 番	高橋武浩	二十五 番	北林丈正
二十六 番	竹下博英	二十七 番	石川ひとみ
二十八 番	石田寛	二十九 番	東海林洋
三十 番	渡部英治	三十一 番	原幸子
三十二 番	工藤嘉範	三十三 番	近藤健一郎
三十四 番	加藤欽一	三十五 番	佐藤賢一郎
三十七 番	三浦英一	三十八 番	土谷勝悦
三十九 番	鈴木洋一	四十 番	柴田正敏
四十一 番	川口洋一	四十二 番	鶴田有司
四十三 番	北林康司		

休憩前に同じ

地方自治法第二百一十一条による出席者

●議長（柴田正敏議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第一、一般質問を継続いたします。十一番吉方議員の発言を許します。

【十一番（吉方清彦議員）登壇】（拍手）

●十一番（吉方清彦議員） 会派みらいの吉方清彦です。一般質問の機会をいただきましたことに感謝申し上げますとともに、本日傍聴にお越しいただきました皆様にご心よりお礼申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

はじめに、盛土造成地に関する規制、点検等と所有者等不明土地問題について伺います。

まず、規制の考え方について伺います。

七月三日の静岡県熱海市伊豆山地区における大規模土石流災害は、八月末時点で死者二十五名、行方不明者二名、百三十を超える家屋の損壊という甚大な被害をもたらしました。この災害は過去に例のない豪雨に加え、盛土を行った不動産会社が届出の一・五倍にもなる大量の盛土をしたこと、盛土の中に産業廃棄物を混入させたこと、設置すべき排水設備の不備があったことなど、単なる天災ではなく、人的災害の要素が大きいと考えられます。さらに、実際の造成を行った会社が既に清算されていって存在しないこと、許可を出す行政の指導権限が曖昧であることなど、責任の所在が不明確な点が問題をより複雑にしております。

現在、建設残土についての全国統一の基準、規制はなく、地方自治体独自の条例により厳格な対策を行おうとしても、地方自治法上、罰則は「懲役二年以下、罰金百万円以下」と抑止力は大変限られたものであり

ます。しかしながら、盛土は宅地造成のみならず、公共事業等で大量に排出される残土の処理に不可欠なものであり、厳格な規制とその後所有者の適切な管理が必要と考えますが、今後どのように対応していくべきか、知事の御所見をお伺いします。

次に、点検と調査についてお伺いします。

国は、「大規模盛土造成地」の調査を平成十八年度から行っており、令和二年九月時点で、全国の市町村全てにおいて調査が完了されており、結果は各市町村のウェブサイトで確認できます。

熱海の土石流災害はハザードマップで危険地域に指定されていたこともあり、このたび全国で総点検を実施するとの方針が示されました。本県でも緊急の盛土の点検が行われ、林地開発の盛土三十八か所に異常はないとの報告がありました。

熱海の災害の場合、宅地造成ではなく、より規制の少ない林地開発であったため、さまざまな残土処理がされたと考えられますので、本県の林地開発地で異常がなかったことは安心できます。しかし、国でも盛土の全容は把握しきれず、佐竹知事も七月十九日の定例会見で、「古い時代の盛土や小規模な場所も振興局や市町村と連携して点検する」と表明されました。

そこでお聞きしたいのですが、小規模の古い造成地には明らかに危険だと思われる場所も現存しております。急を要すると考えられる点検はいつ頃までを目安に行うのでしょうか。

また、平成九年の廃棄物処理法改正以前の規制が弱かった時代に、産業廃棄物やごみが埋められた造成地が存在すると全国的に言われておりますが、それを調査し公表するべきと考えますが、いかがでしょうか。

危険だと思われる場所の例として、私が本年五月に受けた相談事案を挙げさせていただきます。能代市に、昭和五十三年に県から開発許可を受け、不動産会社が造成した住宅地があります。ここは県による「土砂災害特別警戒区域」いわゆるレッドゾーンに指定されている場所の隣接

地であり、起伏の多い場所で、沢に面している一面を盛土した造成地です。現在数軒の住宅が建っております。造成時に道路もつくっており、通常であれば、開発終了後、市に所有権が移転され管理されますが、なぜか所有権移転が行われず、道路の所有・管理権は現在でも登記上は既に解散した不動産会社のままです。開発当時は適正に管理されていたと思いますが、開発後四十年以上がたち、造成した端の法面は雨水により削られ、アスファルト道とフェンスは傾き、崩落の危険性が高くなっております。市に相談したところ、「年数がたっており所有権移転は受け入れられず、がけが崩落しかかかっていても使用者の責任で管理していかない」との答弁が文書にてされました。がけの法面補修のような大規模な工事は、当然一般家庭ではできません。家が崩落したら火災保険を使うしかないのですが、そもそもそのような場所に立地している住宅の火災保険を保険会社が契約してくれるかも疑問です。

このように深刻な生命・財産の損失の危機に直面しているにもかかわらず、手をつけられない状態にされている例は、ほかにもたくさんあると思われまます。小規模な盛土の点検の際に、対策が必要な箇所についても把握し、行政の責務として対応しなければならぬと考えますが、いかがでしょうか。知事にお伺いします。

次に、所有者等不明土地問題についてお伺いします。

現在、全国的に所有者不明土地・管理不全土地が問題となっております。これは、ごみ屋敷問題や街の再開発を難しくしているだけではなく、防災上も大変大きな支障となっております。この点に関しては、本年六月の県議会事務局政務調査課による「政務調査レポート七十三号」内の「所有者不明土地対策に関する資料」でも詳しく紹介されております。所有者が亡くなった後、登記は義務ではなく任意であること、土地の必要性がなく権利意識が薄れていることなどが原因とされていますが、そのほかに相続によって土地の工作物の損害賠償責任を負う可能性もあることが原因の一つであると思えます。

令和元年六月より「所有者不明土地特措法」が施行されました。この中では、知事が所有者不明土地の利用権を設定できることとなりました。もともと目標が十年間で百件ですので、現状では大規模な案件に限られると思います。しかし、翌令和二年には「土地基本法」が改正され、それに伴い「土地基本方針」が出され、「所有者不明土地特措法」の適時見直しなどを行い、今後、所有者不明・管理不全の土地対策を進めていくことが明示されております。そういった観点からも、地方公共団体こそが、より一層国土保全を率先して行い、自然災害から住民を守る最前線に立つ主体者でなくてはならないと考えます。

今までは造成地に関して、許認可だけでよかったかもしれませんが、今後は県民の生命財産を守っていくために、積極的に所有者不明・管理者不明の土地対策を進めるべきと考えますが、国の方針も踏まえ、今後の対策について、知事にお伺いします。

次に、新しい消費者問題への対応についてお伺いします。

まず、カスタマーハラスメントに対する条例対応についてお伺いします。

昨今、「カスタマーハラスメント」と呼ばれる、消費者による嫌がらせと捉えられる、一般常識を超えた不当要求が問題になっております。長引くコロナ禍のもと、日本の社会維持に欠かせない、いわゆる「エッセンシャルワーカー」、これには医療・介護従事者のみならず、流通・サービス業者も含まれると考えられますが、この方々に対する悪質クレーム等のカスタマーハラスメントの相談が労働団体に多く寄せられております。企業にとっては、悪質クレーム等がある現場は労働者に忌避されることから人手不足を招く可能性があります。また、「労働施策総合推進法」では、事業主は、雇用管理上の取組をすることが望ましいとされており、対応コストの増大など企業利益を損なうことにつながりません。

このような背景のもと、先般知事に対して労働団体より、悪質クレ

ーム等のカスタマーハラスメントの実態調査と啓発活動や消費者教育の必要性が訴えられました。その際知事は、「来年二月議会に提出予定の差別解消を目的とした「多様性に満ちた社会づくり基本条例」の中にカスタマーハラスメントも含めていく」との発言をされたと聞いております。カスタマーハラスメントを条例の中で具体的にどのよう位置づけ、行動に移していくおつもりでしょうか。知事の考えをお伺いします。

次に、消費者教育についてお伺いします。  
本県では昨年、「第二次秋田県消費者教育推進計画」が策定されました。この計画の基盤となるものは、平成二十四年に施行された「消費者教育の推進に関する法律」です。この推進法は、平成十六年の「消費者基本法」成立を受けてつくられております。この消費者基本法では、消費者を「保護される対象ではなく、権利の主体である」と考え、消費者政策の基本として「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」を規定しています。推進法は消費者基本法の趣旨を踏まえ、消費者教育の目的を「消費者の情報の質・量及び交渉力の格差による消費者被害の防止」、「消費者が自主的・合理的に行動できるような自立の支援」としており、消費者教育を受けることは消費者の権利であるとしております。学校教育の場では三十年以上前から既に消費者教育が行われておりますが、推進法の施行に伴い、より一層の取組が求められております。また、地域、家庭、職域など様々な場所での消費生活に関する教育を充実させることとなっております。

また、注目すべき点として、推進法では「消費者市民社会」の形成という概念が盛り込まれております。これは、地球温暖化などの環境問題や食品廃棄の問題などは産業活動のみならず消費活動が大きく関わっているという考えのもと、「消費者が自らの消費生活に関する行動が社会に影響を与える」と自覚し、公正で持続可能な社会の形成に積極的に参画する」という考え方です。平成二十四年に出されたこの考え方は、現在、SDGsの理念と合致し、広く普及し始めております。

社会情勢の大きな変化の中で、国は消費者教育推進の方針を一部変更しており、それを受けて昨年、本県は第二次の推進計画を策定しました。改定のもととなる社会情勢の変化として、「高度情報通信社会の進展、成年年齢の十八歳への引下げ、高齢化の進行、SDGsにうたわれる公正で持続可能な社会を目指した消費行動の促進」が挙げられております。

しかし、社会情勢の変化には、現在、社会を大きく揺るがしているコロナ禍の視点が入っておりません。コロナ禍という社会の大転換により、今まで前例踏襲でやるのが当然だったことが変わってきております。

例えば、忘年会や接待、社員旅行といった懇親のための会や冠婚葬祭は、コロナ禍が収まっても以前のように復活しないと思われまます。消費行動が集団主義から個人主義に大きく変化しております。カスタマーハラスメントという問題も単に嫌がらせの問題ではなく、集団から個人への大きな変化の一端であり、新しい消費者問題と考えられます。また、今問題となっているSNSなど、インターネット上の匿名性を利用した誹謗中傷などの問題も差別意識に加えて消費者側の倫理観の欠如から来るものであると思えます。

こういった新しく大きな変化について、消費者教育をしっかりと行っていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、推進計画の中では、目指す消費者像として自ら考え自ら行動する「自立した消費者」であることを挙げております。そして社会の一員として「よりよい市場と社会の発展のために積極的に関与すること」と消費者市民社会の形成の重要性を説いております。この中には「消費者として優良であること」も求められると考えられ、カスタマーハラスメントが起こらないような消費者教育が必要と考えますが、いかがでしょうか。

個人の権利の主張と行使は最大限擁護されるべきであると思えますが、公共の福祉に反しないための一定のルールが必要です。そのルールがなければ社会生活は成り立たないというのが政治の基本的出発点です。推

進計画の実践においては、カスタマーハラスメントのみならず、必要な買いだめをしないなど「消費者としてのルール」を啓発すべきと考えますが、いかがでしょうか。知事の御所見をお伺いします。

次に、QOL向上のための透析治療についてお伺いします。まず、腎疾患死亡率が高い要因についてお伺いします。

生活の質と訳されるQOL、クオリティ・オブ・ライフの向上とは、大きな疾患を持った患者が自分らしく生きるという点で、昨今とても重要視されている考え方です。

現在、秋田大学附属病院内に「腎疾患先端医療センター」が開設されており、腎臓移植においては全国でも有数の実績を上げておられます。平成二十七年の調査によると、本県の腎不全の死亡率は、都道府県別で男性が七位、女性が八位と上位です。県医師会の情報誌によると、人工透析を受けている患者の数は人口比で全国最小であり、一位の熊本県の約半数となっております。

透析が少ないのはよいことであるとの考え方の一方、腎疾患イコール透析ではないにせよ、必要な患者が透析治療を受けづらい状況もあるのではないかと懸念されます。腎疾患の死亡率が高い点に関してどのような分析をされていますでしょうか、知事の御所見をお伺いします。

次に、在宅透析についてお伺いします。人工透析には血液透析と腹膜透析の二種類があります。腹膜透析は可能な年数も短く、血液透析の代替的な扱いと聞いておりますので、この場では血液透析のお話をさせていただきます。

通常の透析の場合、週に三回ないし四回、四時間から六時間かけて病院で行います。夜間透析を行う病院は少なく、現に能代市から秋田市まで通って夜間透析を行っている方もいます。このことが通常の就労や日常生活の大きな障害となっている面があります。透析は回数が多く、長時間なほど効果が高いとされ、他県では既に週五回以上の頻回透析と長時間透析の必要性について議論されています。

治療効果を高め、患者のQOLを向上させる方法として、自宅において患者自身が行う「在宅血液透析」があります。現在、全国では透析患者は三十五万人ほどおり、県内でも二千人ほどが透析を受けておりますが、そのうち在宅透析の数は全国で七百二十人、本県では二人とまだまだ少数です。

日本で透析が行われ五十年以上が過ぎ、当初延命措置とされていた透析は、現在、患者のQOLを高める治療と位置づけられております。在宅透析は毎回数時間の透析を自宅で行う治療ですが、それにより明らかな体調の改善と就労を含めた健常者並みの日常生活を送ることができません。患者は一定の研修を受けた後、自宅に透析機械を設置し、自分で注射の針を刺す「穿刺」行為を行い、通院は月に一、二回で済みます。

問題点としては、針を刺すことは医療行為であるため家族には認められないこと、住宅にスペースが必要であること、医療費の負担、そして総合的に管理をしてくれる病院が少ないことがあります。

一番の問題点は管理病院の不足です。管理病院とは、在宅透析の管理に加えて、患者の具合が悪くなった場合に入院治療を行う施設です。現在、秋田県では大仙市と秋田市の診療所の二施設がそれぞれ一名の在宅透析管理を行っております。病院であれば入院もでき問題ないのですが、診療所の場合は総合病院との連携が不可欠となります。例えば、秋田市の診療所の場合は、秋田大学附属病院と連携してその機能を果たしております。

透析患者のQOLを向上し、社会生活を健常者と同じく送ることができるとするには、昨今世界的テーマであるSDGsの第一の理念『「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会』の実現そのものであります。そのためには総合病院だけではなく、診療所においても管理機能を有するようにし、在宅透析を進めていくべきであると考えます。

しかし、現実には経営上の問題があります。透析機械は医療施設が直接

リース契約し、それを患者宅に置く形になります。つまり一般診療の延長で行っているので、患者は通院と同じ負担ですが、医療施設側の収入は少なくなります。これでは在宅透析が進むはずがありません。県としてもこのような部分に手を差し伸べる必要があると思いますが、いかがでしょうか。知事にお伺いします。

次に、高齢者施設における透析についてお伺いします。本県は高齢化先進県として、透析が必要な高齢者の対応も考えるべきであると思います。透析患者に介護が必要になった場合、現在秋田県では受け入れられる施設が極端に少ないと聞いております。

在宅透析は個人を前提としているため、高齢者施設に設置し複数人で使うことは現在認められておりません。病院が併設されている施設は移動が比較的簡単と考えられますが、そうでない場合は通院に大変な労力がかかるとともに、透析患者を受け入れる施設を探すのが困難となってしまうと思います。医師の確保や訪問看護ステーションとの連携なども必要とは思いますが、施設に隣接して医療機関の分院や診療所を置くなど、高齢者施設の入所者が安心して透析を受けられる環境づくりが必要だと思いますが、知事の御所見をお伺いします。

次に、木材の永続的供給のために必要な施策についてお伺いします。本年の六月議会の総括審査においてもお聞きしましたが、更なる説明をいただきたい部分並びに関連した項目について改めて質問いたします。まず、今後の木材需要と供給についてお伺いします。

現在、海外の旺盛な需要による「ウッドショック」と呼ばれる木材不足及び価格の急騰が起こっており、国産材の生産はフル操業で対応していると聞いております。これに加えて、本県では数年後に日本最大の木材会社「中国木材」が能代市に進出することが計画されており、去る七月に行われた会社側からの説明会において、年間二十万立米規模の原木消費を計画しているとの報告があったところです。令和元年における県内の燃料用を除く素材生産量は約百三十万立米であり、これに中国木材



せないものでしょうか。知事にお伺いします。

長らく低迷を続けた木材産業は今、世界的需要の増大とそれに伴う国産材へのシフト、大型製材工場の進出によってにわかには活気づいておりません。今こそ様々な課題の克服、将来への投資を行わなければいっそれができるといえるのでしょうか。現在県の製造品出荷額の五・五%を占める木材製品の比率を大きく引き上げ、永続的な秋田県の主力産業に育て上げられるチャンスは今のなのであり、行政の手腕が問われるときであります。

以上、私の質問を終わります。御清聴ありがとうございます。（拍手）

●議長（柴田正敏議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（佐竹敬久君）登壇】

●知事（佐竹敬久君） 吉方議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、盛土造成地に関する問題等でございます。

規制の考え方でございますが、工事により排出される建設発生土を適正に処理することは、自然環境への負荷の低減や良好な生活環境の確保のほか、防災・減災の観点からも重要であると考えております。

このため、県工事においては、現場内利用の推進により、土砂の発生をできる限り抑制するとともに、他の工事との利用調整を図った上で、発注者が搬出先を明確に指定するなど、建設発生土の適正な処理に努めております。

民間事業を含む盛土やその後の適正な管理については、これまでも、全国知事会を通じ、法制化による全国統一の基準・規制を設けるよう要望してきており、今後も国に対し強く働きかけてまいります。

次に、点検と調査でございます。

県では、盛土による災害を防止するため、土砂災害警戒区域に影響を及ぼすおそれのある大規模盛土造成地や、林地開発の盛土の緊急点検を七月に実施し、いずれも異常がないことを確認しております。また、全

国的な総点検の中で調査範囲を広げ、土地利用に伴う許可・届出の資料や、国から提供のあった地図データ等を参考にしながら、点検箇所を抽出したところであり、法面や排水設備の健全性等を確認するための調査などを実施し、十一月頃までに結果を取りまとめる予定にしております。今後、国における新たな法整備の動向も注視しながら、小規模な盛土を含め、災害の危険性がある場合には、各法令に基づく是正措置が講じられるよう、市町村と連携した取組を進めてまいります。

なお、現時点では、県内の造成地で、産業廃棄物等が埋められたことにより生活環境の保全上支障が生じている事例は把握しておりませんが、今後、不適正な事案が確認された場合は、関係法令に基づき適切に対応してまいります。

次に、所有者等の不明土地問題でございます。

人口減少社会に対応した土地政策の総合的な推進を図るため、土地基本法に基づく土地基本方針において、国による所有者不明土地対策や管理不全土地対策などの具体的な方向性が示されております。

近年、土地の管理不全により、災害も含めた周辺地域への影響が深刻化していることから、今年五月には、管理不全の空き地等について、地方公共団体のニーズを踏まえた実効性のある行政的措置を可能とする仕組みの検討を進めることが追加されており、今後、その動向を踏まえながら、市町村と連携し適切な対応に努めてまいります。

次に、新しい消費者問題への対応でございます。

カスタマーハラスメントに対する条例でございます。

多様性に満ちた社会づくりのための条例の制定に向け、関係団体や事業所からの意見聴取を行っており、その中で、流通・サービス業等において、従業員が消費者等から、暴言や執拗なクレーム、不当な要求などの著しい迷惑行為を経験していると伺っております。

こうした迷惑行為は、差別とは言えないものの、従業員の意思を抑圧したり、精神面で不安を感じさせるなど、労働意欲の低下を招くもので

あり、県民の暮らしにも悪影響を及ぼす行為であると認識しております。条例では、差別や優越的な関係を背景とした不当な行為等の禁止を規定する予定であり、消費者等からの著しい迷惑行為も、これらの一類型と捉え、消費者向けの広報・啓発の充実など条例に基づく必要な施策を検討し、県民が安心して暮らすことのできる社会づくりに向け取り組んでまいります。

次に、消費者教育でございます。

消費生活の安全・安心を確保するためには、法制度や社会の大きな変化によって生じる新たな消費者問題に柔軟に対応することが必要であり、「第二次秋田県消費者教育推進計画」においても、社会経済情勢を的確に捉えた普及啓発の推進を掲げております。

今般のコロナ禍においては、カスタマーハラスメントが増加していることから、「自立した消費者」として、相手の立場を尊重し、一方的な主張や過度な要求を行わないなど、事業者に意見を伝える際のポイントについて啓発を行っております。

計画を実践する中で、「落ち着いた購買行動の呼びかけ」などの啓発活動を継続するとともに、県民一人一人が自らの消費行動もたらす影響を自覚し、モラルとマナーを身につけた社会の担い手となるよう、関係機関・団体と連携し、学校や地域など様々な場において、生涯を通じた切れ目のない消費者教育を推進してまいります。

次に、QOL向上のための透析治療でございます。

腎疾患死亡率が高い要因について、腎疾患の原因の多くは、糖尿病や高血圧などの生活習慣病であり、本県のメタボリックシンドローム該当者の割合が高いことや高齢化が腎疾患の死亡率にも影響しているものと推察されます。

腎臓の機能が失われてしまうと、回復は難しいため、生活習慣病の予防はもとより、重症化により透析治療に至る前に、適切な保健指導や治療につなげることが重要であります。

このため、県では、糖尿病重症化予防モデルプログラムを作成し、各地域ごとに保健師とかかりつけ医、専門医とのネットワーク構築による、糖尿病未治療者への受診勧奨、症状に応じた治療の提供など、引き続き、糖尿病重症化予防の体制整備に取り組んでまいります。

次に、在宅透析でございます。

在宅血液透析は、患者にとつて通院の負担を軽減できることや、治療を自身の生活スタイルに合わせやすいなどの利点があります。

一方で、透析装置を設置するためには、自宅の改修が必要になる場合があるほか、自分自身で針を刺さなければならぬことへの抵抗感や透析中の緊急対応への不安などから、通院透析に比べ普及が進んでいないのが実態であります。また、医療施設側にとつては、収支面もさることながら、患者や介助者への教育訓練など、治療の安全確保が課題であると認識しております。

県内の人工透析患者数が増加傾向で推移している中、県では、透析医療の充実や地域格差の解消のため、国の補助事業を活用して人工腎臓装置の整備を支援しており、在宅透析用の装置についても、本事業の活用が可能になっております。

人工透析患者のQOL向上に向けては、患者団体からの意見も伺いながら、患者一人一人が希望する治療手法を選択できるよう、引き続き、治療環境の整備に努めてまいります。

次に、高齢者施設における透析でございます。

県内で要介護認定を受けている人工透析患者は増加傾向にあり、高齢者施設への入所を希望される方は、今後も増えていくものと予想しております。

県内では、一部の高齢者施設で透析患者を受け入れているものの、定期的な通院の送迎や病状の管理、食事・水分制限への対応など、施設の負担が大きいことや、現在の介護報酬体系では、それらの負担が評価されていないことなどから、十分には広がっていない状況にあります。

施設の近くに医療機関の分院等を設置する方式につきましては、設置する医療機関において、医療人材の確保のほか多額の初期投資が必要になることや、将来にわたって十分な患者数を確保しながら経営を維持できるかといったことなどを中心に、検討されるべきものと考えております。

このため、現状では、人工透析を行う医療機関が主体となり、医療機関に隣接して高齢者施設を設置する形態が一般的であると認識しております。

県としましては、透析患者を受け入れている高齢者施設の情報提供や、受入れの促進に向け、関係団体等と意見交換を行うとともに、患者受入れに伴う施設の負担が介護報酬で評価される制度になるよう、国に対して働きかけるなど、透析患者が安心して介護を受けられる環境づくりに努めてまいります。

次に、木材の永続的供給のために必要な施策でございます。

今後の木材需要と供給でございます。

森林資源を永続的に活用していくためには、成長量の範囲で利用していくことが重要であり、仮に再造林率が約三割で推移した場合、スギの成長量は、三十年後であっても、丸太換算で約百九十万立方メートルと推計され、中国木材を含めた需要量百五十万立方メートルは、供給できる資源状況にあります。

しかしながら、四十年後には成長量で需要を賄えなくなると予測されることから、再造林を一層推進していく必要があります。

また、国有林については、素材生産量に占める割合が三割程度であるほか、法に基づき、需要に即して木材を供給することになっており、現に、ウッドショックを踏まえて伐採量を増やすなど、柔軟に対応していることから、仮に国有林比率が高まったとしても、市場への大きな影響はないものと考えております。

再造林でございますが、昨年度の再造林面積は、コロナ禍により木材

価格が下落し、採算性が悪化したことから伸び悩みましたが、今年度は、木材価格の上昇を背景に、おおむね計画どおりに実施されると見込んでおり、今後とも、年間八十ヘクタール程度の増加ペースを維持していく必要があると考えております。

宮崎県の再造林率が高いことについては、スギの成長が本県より約二十年早く、収益サイクルが短い上、通年施業が可能で作業効率がよいことなどを背景に、二十年前から再造林対策に取り組んできたことによるものと認識しております。

森林所有者の負担軽減については、個別単体的に直接補助する方法もありますが、本県では、まずは再造林の低コスト化を図ることが重要との考えのもと、業界団体から寄附を含め、伐採と植林の一貫作業等に取り組む林業経営体を支援しており、一定の成果をあげているところであります。

今後、さらに再造林を拡大していくためには、低コスト再造林を實踐できる林業経営体への森林の集積を促進し、長期にわたって保育・管理する仕組みや、苗木の生産体制の強化、林業従事者の確保、初期成長に優れたエリートツリー等の新技術の導入など、総合的な取組が必要であることから、これらシステムティックな方策を「骨太の対策」として取りまとめまいります。

最後に、路網の整備でございます。

林業の収益性を高めていくためには、輸送コストの低減が重要な課題であり、今後の原木需要の増大に対応するためにも、トラック輸送が可能な林道や林業専用道の充実を図る必要があります。

しかしながら、その開設に当たっては、地権者が多く、施工の同意を得ることに時間を要することから、大幅に進捗を早めることは難しい状況にあります。

このため、林道や林業専用道の延伸に引き続き取り組むとともに、過去に「高能率生産団地」内に開設した簡易な道路について、急カーブの

解消や路盤の補強等を行うことにより、林業専用道に格上げするなど、効果の早期発現の観点から、林内路網の充実に向けた新たな手法についても検討してまいります。

以上でございます。

●十一番（吉方清彦議員） 木材関連について大事だと思いますので、再質問させていただきます。

今、再造林を行っていないかと、秋田県は大きな財産を失うことにならないか、私は非常に危惧しております。そういった中で、本年は基準年の二十八年のほぼ二倍となる再造林が計画されており、それがうまくいくとっておりますが、昨年は全然、前の年よりもうまくいかなかった。最終年の今年だけ多くなり、来年減るといふことにはならないか。そしてまた、今、次の元氣プランというものを策定されていると思いますが、その中で、こういった形で、——今、毎年八十ヘクタール以上伸ばしていくという答弁がありました、可能なのでしょうか。これは知事であれば知事で結構ですし、もしくは農林水産部長が答えられればと思いますが。

【農林水産部長（佐藤幸盛君）】

●農林水産部長（佐藤幸盛君） 再造林面積については、先ほど知事が答弁したとおり、県は直接、消費者を補助するというよりも、低コスト化を図ることによって所有者に残るお金を残そうという手法をとっております。というのは、そもそも皆伐面積がやはり条件が多いので、手厚く補助しているところと一概に比べると、ちよつと違うのかなと思います。やはり低コスト化が原理原則にあつて、その上で進めていくということ、そういうことで、業界団体からも寄附をいただきながら一緒にやっているのが現状で、業界団体のほうでも再造林を推進するための決議をしています。

再造林に対する問題意識は、現場のほうも業界団体も我々も一緒です、その手法について、どういふことがいいのか一生懸命協議するこ

とです。

それで、これからの対策につきましては、一定程度低コスト化という技術の見通しはついたのが現状です。

あともう一つ、我々が問題意識として持っているのは、再造林をすればいいという問題ではなくて、その先、一定期間きちんと管理できる体制をどうやってつくるのか。実はそれも大事な話で、植えっぱなしでは困りますので、そういう意味で、今の低コストで、できる事業体のほうに、どうやってそれを集積していくのか、しかも所有者の負担感の軽減も図っていくところをどうやって進めましょうかという協議をしているところです。そこら辺のところを今後、骨太の対策という言い方をしています、それで盛り込んでいきたいということです。基本的な方向はそのような形です。

●十一番（吉方清彦議員） 私が今お聞きしましたのは、最終年の今年だけ多くなつて、来年減りはしないか、そして次の元氣プランはどうなっているのか。

あと加えて質問させていただきますが、民有林が明らかに減つていきます。国有林の再造林率はほぼ一〇〇%と聞いておりますが、現状、国有林と民有林の比率は、一対二です。これがいつごろ逆転していくと考へられているのか。そして、国有林でも同じように切り出せると言いましたが、今、秋田県の場合は相対で取引が多いと聞いております。やはりそれは、取引が簡単だからと思うのですが、国有林となると、やはりそうはいかないのではないかと思います。そこに関して、例えば木材クワウドを通したとしても、本当に全く同じような取引ができていくと考へてでしょうか。

【農林水産部長（佐藤幸盛君）】

●農林水産部長（佐藤幸盛君） 面積については、順調に増えておりますが、来年のことまで確定的に言うことはできません。さつき言った業界団体も一生懸命やるという方向でございますので、よほど経済的な何か

がない限りは、このままベクトル的には伸びていくと思います。逆に、去年も本来は伸びてもいいはずだったので、コロナで木材価格が当初低迷していましたので、どうしてもなかなかそこに踏み出せなかったというのが、マイナス要因で、ベクトルとすれば右肩上がりのほうになつていくだろうということ、それをやるために今どうするかということも併せて考えていくということです。

あと、国有林につきましては……すいません。

●十一番（吉方清彦議員） 国有林の比率が今一對二なのですが、民有林との比率が、民有林が減っていく中で逆転するのはいつごろになるか。そしてそれが市場に非常に不利益をもたらさないかという質問でした。

【農林水産部長（佐藤幸盛君）】

●農林水産部長（佐藤幸盛君） 失礼しました。すいません。

先ほど答弁申し上げましたとおり、例えば三十年後であっても、百九十万立米の民有、そうですね、供給は可能でございますので、それまでの間にはそんなに国有林が大きくなるとか少なくなるとかというのはないのかなと思います。あと、四十年、五十年なつてくると、このままの率で、三割のままですと、当然ながら供給量も減つてくるので、依存率も高くなつてくるということになるかと思ひます。

あと、国有林の利便性について、細かいところ、よく存じないところもあるのですけれども、それぞれ民有林であっても国有林であっても場所とか様々な事情があるかと思ひますが、去年もウッドショックで需要が増した際には、国有林のほうも柔軟に切り出しのほうをやつていきますので、そういう意味では、余り大きな障害はないのではないかなと考へているところでございます。もしあるようであれば、それなりに申入れをしていくことになろうかと思ひます。

●十一番（吉方清彦議員） 専門の森林技監が答えられないということで大変難しいのですが、例えば宮崎県と七〇%の再造林をしているところがあります。大分前からやっていると聞きしました。違いは今

る述べられましたが、どこを秋田県は学ぶべきと考へてでしょうか。

【農林水産部長（佐藤幸盛君）】

●農林水産部長（佐藤幸盛君） やはり宮崎県は二十年前からもう伐期に達しているのです、我々より二十年前に今の問題に直面してきています。それで、やはり我々が今やろうとしている再造林の低コスト化の問題、そこら辺については、宮崎のほうもつと早くから取り組まれていて、国としてもそこで実証しながらやられているところもあるし、今これからエリートツリーというのも入つてくると思ひますので、そういう意味では、技術的に低コスト技術という面については、うちの県でも後発の利として取り入れるところは取り入れてやっていると考へます。ただ一つ違うのは、通年でできないという、そこら辺はありますので、そこら辺をいかに効率を高めてやるかということが、我々の立地の中で考へていくべきことと考へております。

●十一番（吉方清彦議員） 最後に知事にお伺ひします。現状は、本県の財産の大きな損失の危機であると私は考へておりますが、このことに関しまして、知事はどういった危機感をお持ちでしょうか、お答へ願ひます。

【知事（佐竹敬久君）】

●知事（佐竹敬久君） あくまでも補助金でやつて成功したことはありません。いわゆる経済原則である程度、直接補助金をやつてなくても、例えば川中、生産関係では、相当今まで、ほかの国や県に負けなくらいやつています。その需要が高まれば、当然山元も需要が供給に向ければ、保全にもなりますが、まずは経済原則、これを、どう形つくるか。今、そういう意味からすると、需要の伸びが相当あるし、この後、東京あたりでは五階建てのマンションが木造ということで、そういう方向で使えます。やはり需要がなければ、売れませんので、そちらのほうを重視しながら、ある程度の山元のほうで技術開発、集積化をやつていく、そう

いうシステムチック的にやらないと、補助金だけでは限界があります。要するに財源の配分からすると、今はどちらかというとコロナや非常に弱い立場、この方々にどういうふうに手当をするか、そこは、ここに座ってみれば分かるんです。

●十一番（吉方清彦議員） 今のお話ですと、補助金ばかりが確かに伸びるとは私も思いません。ただ、今まで持ってきた財産が失われていく中で、再造林をしないと、それが普通であれば元に戻ってくる財産がなくなってくるというに関して、今、知事は比較的樂觀的に見られているような表現もされておりましたが、私は、この財産がなくなるといことは非常に大きい。しかも再生産できる財産なのという危機感が私はあるのですが、知事はどうお思いでしょうか。

【知事（佐竹敬久君）】

●知事（佐竹敬久君） 何十年間での世の中の流れというのがありますので、この流れに逆らっても、ものはうまくいかない。ただ、当然、こういう資源がありますので、これをどうコストをかけないで、行政だけが頑張るのではなくて、経済ですから自立する、これをやらないと、最後は財政的に、いずれこういうものは非常に厳しいです。どうなるか。そこなんです。だから、今まで伸びているので、逆に言えば、危機感はありませんが、お金でもたせるといのは長持ちしないんですよ。これは私の信念です。

●議長（柴田正敏議員） 十一番吉方議員の質問は終わりました。暫時休憩いたします。

午後零時十七分休憩

午後一時三十分再開

一	出	議	員	三十九名
二	席	議	員	
三	一	小	野	一
	二	鳥	井	修
	三	瓜	生	望
	四	松	田	豊
		臣		

五	番	島	田	薰	七	番	住	谷	達
八	番	児	玉	政	明	九	番	薄	井
十	番	加	賀	屋	千	鶴	子	吉	方
十二	番	小	山	緑	郎	十三	番	鈴	木
十四	番	佐	々	木	雄	太		杉	本
十六	番	鈴	木	健	太	十七	番	加	藤
十八	番	小	原	正	晃	十九	番	佐	藤
二十	番	三	浦	茂	人	二十一	番	佐	藤
二十二	番	今	川	雄	策	二十三	番	高	橋
二十五	番	北	林	丈	正	二十六	番	竹	下
二十七	番	石	川	ひ	と	み	二十八	番	石
二十九	番	東	海	林	洋	三十	番	渡	部
三十一	番	原	幸	子		三十二	番	工	藤
三十三	番	近	藤	健	一	郎	三十四	番	加
三十五	番	佐	藤	賢	一	郎	三十七	番	三
三十八	番	土	谷	勝	悦	三十九	番	鈴	木
四十一	番	川	口	一		四十二	番	鶴	田
四十三	番	北	林	康	司			有	司

地方自治法第二百一十一条による出席者

休憩前に同じ

●副議長（杉本俊比古議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

●日程第一、一般質問を継続いたします。八番児玉議員の発言を許します。

【八番（児玉政明議員）登壇】（拍手）

●八番（児玉政明議員） 自由民主党の児玉政明です。このたびの一般質

問の機会を与えていただきました先輩、同僚議員の皆様にご心から感謝を申し上げます。

それでは、通告に従い、一般質問に入らせていただきます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

世界は、新型コロナウイルス感染症という百年に一度の危機に見舞われ、各地で多くの方がとうとうと命を亡くしております。お亡くなりになられた皆様には衷心より哀悼の意を表しますとともに、ウイルスの恐怖と闘いながら御尽力されている医師や看護師等の医療従事者の皆様、対策に関わっている全ての方々にご心より敬意と感謝を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大が進む中、本県においてもワクチン接種が進んでいますが、いまだに収束の気配は見えず、いつになったらウイルスから解放されるのか、苦しい生活が続いております。先月からは若い世代の感染者が増加し、特に子供の感染が拡大しております。このため、十二歳以上のワクチン接種率を高める必要があると思っております。実際には若い年代ほど副反応に対する不安が大きく、接種を希望しない人も多いようです。

こうした中、知事が言われる、今ある危機にしっかりと向き合い、今を乗り越えるためにも、今後の感染症対策の徹底と特に若い年代へのワクチン接種率の向上対策が、感染拡大の歯止めとコロナ後の日常生活の回復、本県経済の立ち直りに極めて重要と考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

一方で、最初に接種された方々が六か月を経過する時期となり、効果の持続期間や変異株への予防効果等、時間の経過や接種者数の増加に伴いデータも蓄積されつつあります。感染症対策は、ふだんの生活の中で感染を防ぐための責任ある行動、基本的な感染対策を意識することが大切であります。ワクチン接種が全ての変異株に万能ではないとしても、現状では、コロナウイルスの発症を予防し、まん延防止を図るのはワクチン接種であり、いずれ三回目の接種に向けた動きも出てくると思いま

す。

そこで伺います。ワクチンの三回目接種に対する知事の見解と、現在国内において多発しているブレイクスルー感染への本県の対応についてお伺いいたします。

次に、米の需給調整について伺います。

一点目は、需要拡大に向けた取組についてであります。

令和三年秋田県産米の概算金がJA全農あきたから発表となり、あきたこまち一等米で一万六千円、前年比二千円ダウン、一昨年からは二千七百円ダウンとなり、二年連続の下落となりました。また、各JAからの生産者概算金はさらに低く、地元のJAかづのでは一万円に決定。他JAでも同程度になるようです。

これは、人口減少や新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外国人観光客の誘客ストップ、宿泊飲食業の停滞、外食産業の不振等により、業務用を中心に米の需要が大幅に減少し在庫が増えたことが要因と聞いております。本県の米の民間在庫は、令和三年六月時点で十四万二千トンと年間の生産数量のおよそ三分の一が残り、全国的にも在庫が多く残っている状況と思えます。令和三年産米は前年から一万六千トンの削減量でしたが、令和四年産米もさらに削減した生産数量の調整が求められるのではないのでしょうか。生産の目安となる作付け率も限りなく五〇％に近づくおそれもあり、生産者から見ますと、米価の下落が続く、これ以上の減産となれば経営が成り立たなくなり、離農や耕作放棄地拡大につながるものが危惧されます。来年度本格デビューする秋田米新品種「サキホコレ」に県民が期待している中、秋田米全体の米価の低下からは農家の悲鳴も聞こえてくるようです。

本県ではこれまで、秋田米の消費喚起策、海外への輸出、加工販売等といった取組を継続して実施してこられました。今後の需要拡大に向けた、さらに踏み込んだ取組も必要と考えますが、農林水産部長にお考えをお伺いします。

二点目は、作付け転換についてであります。

令和三年は、秋田県全体の米の生産の目安三十九万トンから求められた配分率五三・九五%を適用しましたが、令和四年産はさらに生産の目安が削減されるのは確実かと思われまます。

生産の目安は、国の米の需給に関する統計等から求められる数値で、目安を参考にしつつ、売り先のある米を生産することで米価の安定が図られます。全国的な作柄と生産量と需要量のバランスで四年産の米生産量の目安が今後決定になると思いますが、目安の数量達成のためにはさらに転作へ誘導する必要があるかもしれません。確実に実行するためにも、転作作物や非主食用米での農家収入が主食用米収入と同程度の水準となることが求められるのではないのでしょうか。転作作物は、水田活用直接支払交付金制度対象の飼料用米や米粉用米、ホールクroppサイレージがある程度の収入が見込まれる作物であり、特に、作付けにより水田としての機能が発揮できる作物であると思います。また、農村環境、水田地帯での景観の維持や年間の作業による草刈り作業、用排水路の確保による環境整備など、良好な農村環境を守ることとも可能であると思います。

このようなことから、非主食用米への作付け転換を進め、県としても主食用米と同程度の収入となるよう手当てしながら、転作への誘導を進める必要があると思います。せっかく生産の目安の数量を達成したにもかかわらず米価の下落になれば、何のために米づくりをやっているか分からないと言われかねません。今後の取組や新たな作付け転換の考え方について、農林水産部長にお伺いします。

次に、畜産の振興について、農林水産部長にお伺いします。

一点目は、全国和牛能力共進会についてであります。

先月の八月二十二日は、由利本荘市のあきた総合家畜市場において、第九十八回秋田県畜産共進会並びにあきたの畜産・市場まつりが同時開催される予定でしたが、開催日の三日前に新型コロナウイルス感染症の

影響により中止となりました。出品を予定していた畜産農家さんは大変残念であったと思いますが、直前の決定でも間違いない適切な判断だと思います。

本県の肉用牛については、飼養戸数、飼養頭数ともに減少傾向であります。一戸当たりの飼養頭数は増加しており、百頭から二百頭を超える大規模畜産農家がけん引している状況です。全国的にも和牛の飼養頭数がここ数年増加傾向で、畜産クラスター事業による増頭が功を奏しているようですが、今後のコロナ禍の影響によりブレーキがかかるおそれもあるのではないのでしょうか。

そのような中、来年の十月には鹿児島県において、五年に一度開催される全国規模の共進会、和牛オリンピックと言われる第十二回全国和牛能力共進会が開催されます。「和牛新時代 地域かがやく和牛力」を開催テーマに、優れた能力にさらに磨きをかけ、新たな価値観の創造につながる取組を推進、未来を託す担い手の育成や組織活動の活性化を図り、日本の食文化を支える和牛の魅力を広く発信を目指している本共進会に向けて、我が秋田県チームの取組はどのようになっていくのでしょうか。平成二十四年の長崎全共において全国第二位の成績を収めた義平福が県内の畜産業界に与えた影響は計り知れないものがあり、それが平成二十六年の新ブランド秋田牛のデビューにつながったものと思います。

鹿児島全共に向けては、前回の宮城全共以降の結果を踏まえ、秋田牛生産総合対策事業で計画的に技術向上を目指して取組を行ってきていると思いますが、一年後に控えた鹿児島全共に向けた準備状況と義平福に続く種雄牛の造成状況、目標とする成績についてお伺いします。

二点目は、飼養頭数増頭に向けた取組についてであります。

令和元年における県内の肉用牛の算出額は六十億円、全国三十位、東北六位で、令和三年度の飼養頭数は一万九千三百頭、全国三十一位、東北六位、飼養戸数は七百十八戸、全国十五位、東北五位となり、一戸当たりの平均飼養頭数は二六・八頭となります。東北の中ではお隣の青森、

山形は平均六十頭台で大規模経営、残りの県は二十頭台となり、比較的規模の小さい農家が多いことが分かります。本県は平成十年で飼養頭数が三万三千百頭、飼養戸数二千八百七十戸、平均飼養頭数は一一・五頭であり、この数字を見る限り、小規模飼養農家は次々と廃業し、大規模経営に変化したのではないのでしょうか。理由の多くは高齢化や担い手の確保、牛舎等施設整備費用が課題と思います。私の地元でも飼養頭数が五頭前後の農家为中心で、最近のハード面での補助事業に該当しない生産者も多く、大規模な新築以外は牛舎整備に支援がないことから、飼養の継続を断念する生産者もいるようです。

そこで伺います。東北の中でも少ない飼養頭数の改善を図るため、牛舎の改修に係る支援や、法人や認定農業者に該当しない生産者への支援など、増頭に向けた対策を今後どのように行っていくのかお伺いします。三点目は、放牧飼養についてであります。

鹿角市の公共牧野では、監視人の労働力不足や利用頭数の制限を解消し、脱走牛や傷病牛の早期発見のため、ICTを活用した放牧管理システムの実証試験が行われております。放牧は古くから未利用草資源の開発と利用促進、家畜の形質を改良してその経済性を高めながら増殖を図るため、県内では夏山冬里飼養方式で稲作や畑作の複合経営として進められてきました。現在は舎飼いが主流となり放牧場も減少していますが、牛本来の能力を引き出し、丈夫な繁殖牛を育成するためにも、積極的な放牧の推進と牧野の開発、さらには労働力不足の解消の一つとして雪が少ない地域での冬期放牧の研究等に取り組む必要があると考えますが、放牧管理システムの実証試験も踏まえた今後の本県の取組についてお伺いいたします。

四点目は、ゲノム育種価についてであります。

血統や体格などに加え、子牛の能力を判断する指標として、両親の能力の平均値から割り出した期待値である従来の育種価を計算する情報に、新たな指標として和牛の能力を遺伝子の違いで評価するゲノム育種価が

全国的に注目され、子牛評価の向上や取引の活性化につながる動きが出ています。地元の生産者からは、ゲノム育種価の導入により、「市場での活性化が期待され、繁殖牛の底上げにつながるのであれば喜ばしいこと」との意見がありました。この育種価の活用は、和牛の改良にも有効と思います。本県での取組状況と全県的な広がり、あきた総合家畜市場での利活用の現状についてお伺いします。併せて、導入に伴う課題はどのようなものがあるのかお聞かせください。

次に、世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」についてお伺いします。

一点目は、縄文遺跡群の保存についてであります。

去る七月二十七日、オンラインで開催されたユネスコ世界遺産委員会で、北秋田市の伊勢堂岱遺跡や鹿角市の大湯環状列石など十七の遺跡で構成する「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録が決定、前日の二十六日には世界自然遺産に「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」が決定されるなど、新たに二件の日本の宝が世界遺産に登録となりました。決定当日は県庁、北秋田市文化会館、鹿角市大湯ストーンサークル館において関係者や地元住民がバブリックビューイングで審議の行方を見守り、登録決定の一報に喜びを分かち合ったこととあります。長年にわたり世界遺産の登録に向け御尽力いただいた関係者の皆様に敬意を表するとともに、県民、地域住民の皆様の御支援に御礼を申し上げます。

しかしながら、登録決定までの道のりは非常に険しく、平成十八年、本県では文化庁が世界遺産候補公募の開始に大湯環状列石と伊勢堂岱遺跡を「ストーンサークル」として応募、青森県では同時期に三内丸山遺跡を中心に「青森県の縄文遺跡群」を応募しましたが、共に暫定リスト入りできず、より広域的範囲での検討が必要と指摘を受けました。翌平成十九年には、北海道・北東北知事サミットで四道県が共同で暫定リスト入りを目指すことが合意され、平成二十一年にリストに掲載され世界

遺産登録に向け動き出しましたが、ほかの国内文化遺産と競合し、国への推薦書案提出は五年連続で落選となりました。その後、平成三十年に推薦候補に選ばれましたが、今度はユネスコが登録審査を一年に一国一件と制限し、その年は見送られました。翌令和元年の七月によくやく推薦が決まり、令和二年のイコモスによる現地調査の運びとなり、本年五月に世界遺産登録への勧告が出されました。

これは、佐竹知事が就任以来、四道県の知事と連携を取りながら世界遺産登録を目指した長年の取組の成果の表れと思いますが、登録決定に当たつての率直な御感想と、縄文遺跡群の今後の観光や学びを含めた有効活用と広域的な連携策、さらには歴史的な背景等をしつかり理解した保存活動にどのように取り組み、後世に継承していけるのか、知事の御所見をお伺いいたします。

二点目は、県道十二所花輪大湯線の移設についてであります。

世界遺産登録決定に対し、ユネスコからは不適切な構造物の撤去や影響軽減を図る取組を求められており、この不適切な構造物の一つが以前より指摘されていた鹿角市の大湯環状列石の県道であります。この県道十二所花輪大湯線は遺跡を分断するように中央を直線で通り、懸案事項となつておりましたが、解決策として県道を移設することで国、県、市が合意しているようですが、具体的な動き、進展はここ数年なかったように思います。七月十六日に佐竹知事と県民の意見交換会が鹿角市で開催され、この県道問題について知事から、「付け替えは必要で必ずやります。幾つかのルートプランはある」と明言された内容が地元紙に掲載されました。さらに、「あとは地元を中心に、地権者の迷惑や賛否の調整をもらいながらルートの設定が必要」と、遅々として進まなかった県道問題が知事の一言で一気に進展したように感じられ、今議会の補正予算には県道移設に向けた周辺調査費等の予算案が提出されました。

登録後は世界遺産が掲げる顕著な普遍的価値が守られているか、お

よそ六年ごとにユネスコの審査を受けなければならず、速やかな問題解決に向けた具体的な取組と、関係者や地元住民の協議、複数ある迂回ルート案の早期公表が求められます。この大湯環状列石遺跡分断県道問題について、県道問題が解決しなかった場合の影響と今後の解決策の方針、現時点での整備計画と県や市の具体的な役割等について、知事にお伺いいたします。

次に、美の国あきた鹿角国体二〇二二についてお伺いします。

令和四年二月十七日から二十日まで四日間の日程で、第七十七回国民体育大会冬季大会スキー競技会が鹿角市の花輪スキー場を会場に開催されることとなっておりますが、同会場で開催する予定であった昨年度の第七十六回大会国体冬季大会スキー競技会は、新型コロナウイルスの感染拡大により、開催日のおよそ二週間前に残念ながら中止の決定となつたことは記憶に新しいと思います。また、今秋、三重県で予定されていた国民体育大会の本大会は、感染拡大を踏まえ、昨年の鹿児島大会に続き、二年連続の中止決定の発表が先月二十六日にありました。国政の転身を目指し十二日に辞職した三重県の鈴木英敬前知事は、「苦渋の決断。県民の命を守ることを最優先に出した結論。準備してきたアスリート、指導者の皆さんにおわび申し上げる」とコメントしております。東京オリンピック・パラリンピック、夏の高校野球甲子園大会やインターハイ、全中大会が開催される一方、全国的な感染拡大に歯止めがかからず、三重県内でも中止を求める声が多く出ていたようです。

これから秋、冬に向けてコロナの感染拡大が気になりますが、現時点における美の国あきた鹿角国体の開催可否の検討状況について、知事にお伺いいたします。

また、第七十六回大会の開催が困難となった理由は数点ありましたが、第七十七回大会で見直され改善された点などはどのようなようになっているのでしょうか。例えば選手団の宿泊について、宿泊施設では個室が二割しかないため、選手等関係者が相部屋になり感染リスクが高まる状況であ

ること。医療体制については鹿角市内での受入可能病床数が脆弱であり、感染者または感染疑い者が発生した場合の医療体制に重大な懸念があること。大会を運営する協力員や補助員、ボランティア等の確保が困難となっていること。県民市民や医療関係者から、感染状況が続く中での開催に対し不安を訴える声があったことなどの中止理由に対し、今大会はどう改善を図っていくのか、併せてお伺いします。

今大会の有観客・無観客の方針は今後の感染状況による影響が大きいと思われませんが、観客の有無に関係なく、ぜひとも競技のライブ配信の提供を期待しています。中止となった前回大会も国体チャンネルによるライブ配信の計画があつたようですが、固定カメラによる少ない箇所からの映像をただ流すだけでも聞いておりました。今大会では、ある程度の台数や移動カメラ、ドローンを利用した映像など、デジタル化とスマート技術を駆使したクオリティーの高いライブ配信ができないものか、併せてお伺いします。

また、冬季団体には、選手、監督、役員でおよそ一千八百人の来場者が見込まれ、宿泊費や飲食費等本県への経済効果も大いに期待されます。一方で、前回の大会中止により宿泊施設では約一万泊分がキャンセルとなり、その後開催予定だったインカレも中止となり、約六千泊分がキャンセルとなりました。地域経済を守るため宿泊業をはじめ関連業者への十分な補償の必要性を感じていた中、中止決定直後の本年二月議会で、二十六の事業者に延べ一万一千五百十泊分の宿舍確保協力事業者支援金給付事業が予算化され、速やかな対応に改めて御礼を申し上げます。宿泊施設では、大会期間中とその前後数日は、感染対策として一般の宿泊客は受け入れず、宿泊定員数も抑えていたため、新規の予約確保も難しく、多大な影響を被るところであつたと思います。感染拡大の状況によつては、第七十七回大会も直前での中止もあり得ることから、前回と同様の給付金事業が事前に担保されれば、宿泊業界も安心して選手団の受入れに協力できる体制を構築することができると思います。宿舍確

保のため、宿泊施設等との調整状況と、仮に大会中止となった場合の宿泊事業者等に対する支援の検討について、知事にお伺いいたします。

大会の開催に向けては、県民の皆様の御理解と御協力なくして進めることはできないと思ひますので、開催可否の検討状況をお知らせしながら分かりやすく説明し、盛大に開催されることを期待いたします。

最後に、国道二八二号の渋滞緩和策についてお伺いします。

岩手県盛岡市から青森県平川市に至る国道二八二号は総延長百七十七キロあり、本県部分においては鹿角市と小坂町を南北に縦貫する四十四キロ区間の国道であります。当路線は盛岡市と鹿角方面を結び、物流、観光、医療面からも重要な幹線道路であり、また、全区間東北自動車道の盛岡インターチェンジから碓ヶ関インターチェンジまで並行しており、この区間の代替路としても機能しております。鹿角管内でも本路線の拡幅や歩道の新設など計画的に道路整備が行われていると思われませんが、以前より地元自治体から国や県に対し要望活動がされている渋滞緩和策については、なかなか進展していかないのではないのでしょうか。平日の二十四時間交通量を見ると、鹿角管内では花輪地区、特に市街地が最も多くなつており、混雑度が高く渋滞が発生しております。また、悪天候等により東北自動車道が通行止めとなった場合は、本路線を迂回することから、渋滞する区間と時間がさらに長くなるが多々あります。その要因の一つとして国道二八二号の迂回路がないことが挙げられますが、長年にわたりバイパスの新設について地元から要望があり、十和田錦木地区においては完成したものの、それ以南の花輪地区については計画が進まず、現道を利用しながら渋滞の緩和策を講じる方向性が示されたものと認識しております。

しかしながら、その方向性が示されてから一向に進展がみられません。狭い道路や危険箇所を解消し、地域間の交通を円滑にして渋滞のない交通の実現を図るためにも、交差点の改良や道路の拡幅を進める必要があると思ひます。国道二八二号における花輪市街地の混雑状況に対する認

識と、今後の中心市街地交通の円滑化を図る道路整備の構想、具体的な計画等について、建設部長にお伺いします。

これで私の一般質問を終了いたします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

●副議長（杉本俊比古議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（佐竹敬久君） 登壇】

●知事（佐竹敬久君） 児玉議員の一般質問にお答え申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策でございます。

直近の状況を見ますと、若い世代の感染が拡大していることから、感染の収束に向けては、こうした年代でのワクチン接種の広がり的重要性が重要になってくるものと考えており、接種の有効性とリスク等について、新聞の全面広告やSNS等を活用しながら正しい情報を分かりやすく発信することで、過度な不安を払拭し、若い世代にも接種を前向きに捉えてもらえるよう努めております。

一方で、二回のワクチン接種を終えた方の、いわゆるブレイクスルー感染が県内でも報告されており、ワクチン接種後であっても感染する可能性や、感染を広げてしまう可能性があることに留意し、マスクの正しい着用や手洗いの励行など、基本的な感染対策を継続する必要があることを、併せて強く呼びかけてまいります。

また、三回目のワクチン接種につきましましては、ワクチンの取得と医学上の知見を担う国の責任において、その効果や安全性、実施する場合の体制などをしっかりと検討し、現場において混乱が生じることのないよう、明確な方針と計画を示していただく必要があります。知事会としてもこれらに関し国に申し入れておりますが、まずは、二回の接種が確実に希望者に行き渡るよう、市町村のサポートに力を注いでまいります。

次に、世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」について、その保存でございます。

このたびの登録決定に当たり、県議会議員の皆様や関係する方々から

の御支援、御協力に、改めて感謝申し上げます。

私自身、平成二十一年に四道県知事が一緒に縄文服に身を包んで、頑張ろうと声を上げたところから取り組んでまいりましたので、万感胸に迫る思いであり、世界遺産を未来につなぐ新しいスタートだと感じています。

縄文遺跡群の保存と活用及び広域的な連携については、四道県と関係自治体で構成される協議会を軸に、十七遺跡共通の保存計画を策定したほか、世界遺産フォーラムなどを開催してきており、登録を契機に協議会等と連携し、地域ににぎわいと文化の香りを醸し出す様々な取組を進めてまいります。

世界遺産委員会からは、定住社会が始まる人類史上の転換期を示すことが価値として貴重であると評価されており、これを分かりやすく伝える工夫をしながら、地域全体で魅力を発信する体制を整えて、両遺跡をしっかりと後世に継承してまいります。

次に、県道十二所花輪大湯線の移設でございます。

六年ごとの保全状況の審査において、ユネスコから繰り返し課題を指摘された場合には、登録を見直される可能性もあるため、道路の移設に向けた取組を着実に進めていくことが重要と考えております。加えて、世界遺産の周辺で工事を行う際は、景観等への影響評価が必要とされることから、文化庁の指導のもと、基礎的な調査を踏まえた立案や関係者への丁寧な説明が欠かせないものになっております。

県としましては、移設に向けた詳細な地形図を作成した上でルートを検討し、鹿角市と密接に連携しながら、計画を地元住民にお示しすることで、地域の御理解をいただき、大湯環状列石の景観が世界遺産としてよりよいものになるよう鋭意努めてまいります。

次に、美の国あきた鹿角国体二〇二二でございます。

全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大し、本県の警戒レベルも四になるなど厳しい状況が続いておりますが、十一月には希望者へのワク

チン接種がおおむね完了することを想定し、感染対策の強化も含め、大会開催を前提に準備を進めているとあります。

中止になった前回大会の課題を踏まえ、宿泊については、大館市内の宿泊施設にも協力を依頼し、個室の確保に努め、相部屋の定員を減らすなどの対策を講じるほか、医療体制については、地元の医療に影響を与えないよう、会場内に感染症対応の救護所を設置し、医師による診察・診断を行うとともに、陽性者が発生した場合の搬送体制を構築することにしております。

また、協力員や補助員の方々にも安心して大会運営に携わっていただくよう、運営スタッフや参加選手団へのPCR検査などにより、不安解消に努めてまいります。

ライブ配信については、競技会場の三密を避け、遠隔地での観戦機会を提供するため、「国体チャンネル」による動画配信を行うこととしており、昨年度の計画より追跡カメラを増設し、各種目三台のカメラによるライブ感のある映像を全国に配信したいと考えております。

宿泊施設の確保については、これまで大会開催を前提に要請を行い、客室の提供に協力をいただいておりますが、開催の可否判断に当たっては、宿泊事業者等への影響を考慮し、できるだけ速やかに決定するとともに、万が一大会直前の中止になった場合には、支援について鋭意検討してまいります。

今後、感染症の状況を見極め、地元医師会や関係者等への丁寧な説明により理解を得ながら、鹿角市や関係機関と連携し、安全・安心な大会の開催に向けて鋭意準備を進めてまいります。

私からは以上です。

【農林水産部長（佐藤幸盛君）登壇】

●農林水産部長（佐藤幸盛君） 私からは、まず米の需給調整について、二点お答えいたします。

一点目の需要拡大に向けた取組についてであります、このたびの概

算金の大幅な下落は、コロナ禍の影響により外食需要が減少し、全国的に過剰在庫となったことが背景にあり、米を基幹とする本県農業にとつて、非常に厳しい状況と認識しております。

このため、国に対し、米の消費拡大など、早期の需給改善に向けた施策を強化するよう、引き続き強く働きかけてまいります。

また、本議会に、新米シーズンに加え、需要が落ち込む冬期間の販売キャンペーンの実施や、アフターコロナを見据えた外食チェーンとの商談、贈答需要に対応した商品開発などを支援する予算を提案したところであり、JAGグループ等と連携し、県産米が量販店の棚を維持するとともに、外食市場を獲得できるような取り組みでまいります。

二点目は、作付け転換についてであります。

県では、需要に応じた米生産を推進するため、事前契約の締結や飼料用米等への転換を促進してまいりましたが、全国的に想定以上の過剰在庫が発生したことから、今後、国の見通し以上に需給が悪化するおそれがあるものと考えております。

このため、四年産米の生産の目安の設定に当たっては、県産米のシェアや在庫状況等を踏まえつつ、集荷団体と販売動向等について情報交換しながら、慎重に行うこととしております。

また、生産の目安を踏まえ、確実に売り切れる量を積み上げるよう各集荷団体を指導するとともに、飼料用米等に転換しても、主食用米と同等の収入が得られる助成水準となるよう、国に対し、十分な予算の確保を要望してまいります。

さらに、これまでも、豊作や予期せぬ需要の減少による需給の悪化は、数年にわたって影響を及ぼしてきたことから、翌年産の需給に影響を与えないよう備蓄に振り向けるなど、出来秋に調整する新たな仕組みの構築についても、国に要望してまいります。

次に、畜産の振興について、四点お答えします。

一点目の全国和牛能力共進会についてであります、鹿角島での共進

会に向け、県では、肉量や肉質に優れる「幸義福」や、サシの入り具合に優れる「松糸華」をはじめ、四頭の種雄牛を造成しており、その能力はいずれも義平福を上回っております。これらの種雄牛を、前回大会よりも改良の進んだ若い雌牛に交配し、その産子から選抜された三十六頭の出品候補牛が、現在、六人の肥育名人のもとで育てられており、来年八月には、七頭を最終選抜し、十月の本番に臨むことしております。

大会までのこの一年が、肥育の仕上げに最も重要な時期であることから、畜産試験場を中心とした指導チームが定期的に巡回し、超音波によるサシの確認や血液検査等の科学的分析を踏まえて、飼料給与指導を強化するなど、生産者や関係者と一丸となって、上位入賞を目指してまいります。

二点目は、飼養頭数増頭に向けた取組についてであります。肉用牛の振興を図るためには、担い手による大規模肉用牛団地の整備と併せ、産地を支えている中小規模農家においても増頭を促進することが重要であります。

このため、中小規模農家に対しては、国の助成制度を活用し、繁殖素牛の導入を支援しているほか、大規模経営を目指す農家については、畜産クラスター事業に県単事業を組み合わせ、畜舎の整備・改修等も支援しているところであります。

今後、増頭に対しては、引き続き、国事業等の活用により支援するとともに、現状の規模の大小にかかわらず、一定の規模拡大を目指す農家の施設整備については、これまでの成果を検証しながら、生産性と収益性の高い経営体へのステップ・アップを促す観点から施策を再構築し、肉用牛の生産基盤の強化を図ってまいります。

三点目の放牧飼養についてですが、労力の軽減や生産コストの低減など、放牧には多くのメリットがあることから、現在、鹿角市など三地区の放牧場整備を支援しているほか、看視作業の省力化に向け、新たにICTを活用した管理システムの実証を行っているところであります。

特に、放牧場では看視作業がネックとなり、十分に牛を受け入れられない状況であることから、今回の実証に対する関係者の期待は大きく、この成果をもとに普及を図り、放牧の拡大に努めてまいります。

なお、冬期放牧については、日本短角種の自然交配を目的に、鹿角市の牧場でパドックを活用して行われておりますが、県内の大宗を占める黒毛和種の場合は、人工授精による交配のため、県内での普及の可能性は低いものと考えております。

最後四点目は、ゲノム育種価についてであります。

育種価は、肉質等の遺伝能力の度合いを数字で示したもので、通常は、生まれた子牛の枝肉成績を基に分析するため、判明するまでに五年程度かかりますが、ゲノム育種価は、生後間もない子牛でも毛根等により分析可能であることから、改良の加速が期待される新たな手法であります。

県では、平成二十八年度から、高能力な種雄牛を造成するため、独立行政法人家畜改良センターや本県を含む二十一道府県と連携し、ゲノム育種価のデータを蓄積しておりますが、データ量が少なく、まだ精度が低いことから、実用化に向け、更なるデータの蓄積と解析に取り組んでまいります。

なお、民間ベースでは既に実用化され、県内の一部JAでは、昨年十二月から家畜市場において先行的に活用しており、肉用牛関係者とともに、その実効性について注視している段階であります。

私からは以上でございます。

【建設部長（佐藤秀治君）登壇】

●建設部長（佐藤秀治君） 私からは、国道二八二号の渋滞緩和策についてお答えいたします。

県では、花輪市街地において、自動車の走行速度や滞留台数の調査を継続的に実施しており、渋滞が確認された扇ノ間交差点において、信号時間の調整を行い、一定の効果が現れてきております。

また、鹿角中央病院入口交差点において、自動車の滞留に伴う交通事

故が発生していることから、今年度より、右折車線を設置する道路改良工事に着手し、道路利用者の安全確保に取り組んでいるところでありま  
す。

引き続き、工事の早期完成を図るとともに、警察や鹿角市と連携しながら、工事終了後の交通状況を注視した上で、必要に応じた対策を検討するなど、安全で円滑な道路交通環境の確保に努めてまいります。

私からは以上でございます。

●副議長（杉本俊比古議員） 八番児玉議員の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後二時十六分散会

